【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 2019年12月16日

【事業年度】 第10期(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

【会社名】 株式会社イグニス

【英訳名】 IGNIS LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 銭 錕

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号

【電話番号】 03-6408-6820

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 松本 智仁

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番19号

【電話番号】 03-6408-6820

【事務連絡者氏名】 執行役員CFO 松本 智仁

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		2015年 9 月	2016年 9 月	2017年 9 月	2018年 9 月	2019年 9 月
売上高	(千円)	2,419,086	5,585,904	5,577,828	4,874,367	5,571,028
経常利益又は経常損失()	(千円)	148,553	1,465,324	71,262	2,571,755	867,651
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰属 する当期純損失()	(千円)	306,793	1,087,927	35,763	2,651,080	631,178
包括利益	(千円)	302,974	1,065,371	78,508	2,081,957	1,233,555
純資産額	(千円)	1,238,146	2,497,950	4,135,383	2,272,488	2,266,289
総資産額	(千円)	1,966,866	4,332,521	6,291,571	4,654,869	3,956,001
1 株当たり純資産額	(円)	202.16	195.64	302.64	165.46	153.94
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失()	(円)	50.43	88.29	2.72	197.25	44.05
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	-	84.42	-	1	-
自己資本比率	(%)	62.8	56.1	64.3	48.5	56.9
自己資本利益率	(%)	1	59.3	1	1	-
株価収益率	(倍)	-	13.56	1	1	-
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	64,306	1,351,348	1,930,548	567,767	959,213
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	777,197	123,218	665,755	1,034,681	90,335
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	87,221	496,827	2,594,064	8,456	599,078
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	452,347	2,170,383	2,172,913	480,340	209,779
従業員数	(1)	114	139	195	201	177
(外、平均臨時雇用者数)	(人)	(8)	(3)	(9)	(11)	(17)

- (注) 1.第6期及び第7期の売上高には消費税等は含まれておりますが、第8期から第10期の売上高には消費税等は 含まれておりません。
 - 2. 第9期の経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益の大幅な減少は、貸倒引当金繰入額の計上等によるものであります。
 - 3.第6期、第8期、第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
 - 4.第6期、第8期、第9期及び第10期の自己資本利益率及び株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
 - 5.従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 - 6.当社は、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純 損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
 - 7.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2)提出会社の経営指標等

(-) 20 4 4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
回次		第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
決算年月		2015年 9 月	2016年 9 月	2017年 9 月	2018年 9 月	2019年 9 月
売上高	(千円)	1,086,942	1,048,127	1,114,379	1,035,144	1,167,509
経常利益又は経常損失()	(千円)	31,874	71,291	144,625	860,853	155,444
当期純利益又は当期純損失 ()	(千円)	102,719	204,680	95,610	2,651,037	1,651,213
資本金	(千円)	562,641	621,566	1,505,334	1,621,629	2,234,050
発行済株式総数	(株)	6,133,700	6,235,700	6,706,100	13,676,400	14,662,600
純資産額	(千円)	1,250,914	1,573,947	3,439,114	1,625,846	602,004
総資産額	(千円)	1,845,493	2,696,286	6,589,267	5,095,715	3,796,738
1株当たり純資産額	(円)	204.25	126.38	256.85	118.03	40.15
1株当たり配当額		-	-	-	-	-
(うち1株当たり中間 配当額)	(円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失()	(円)	16.88	16.61	7.27	197.25	115.24
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益	(円)	-	15.88	7.00	-	-
自己資本比率	(%)	67.6	58.3	52.1	31.6	15.5
自己資本利益率	(%)	-	14.5	3.8	-	-
株価収益率	(倍)	-	72.10	267.88	-	-
配当性向	(%)	-	-	-	-	-
従業員数		77	19	28	24	20
(外、平均臨時雇用者数)	(人)	(8)	(3)	(0)	(1)	(3)
株主総利回り	(%)	42.6	46.3	75.3	60.5	44.3
(比較指標: 東証マザーズ株価指数)	(%)	(82.4)	(101.8)	(117.4)	(115.7)	(94.1)
最高株価	(円)	5,760	4,265	12,680	3,400 (4,400)	1,613
最低株価	(円)	1,948	1,325	2,285	1,302 (3,535)	974

- (注)1.売上高には、消費税等は含まれておりません。
 - 2. 第9期の経常利益および当期純利益の大幅な減少は、貸倒引当金繰入額及び関係会社貸倒引当金繰入額の計上等によるものであります。
 - 3.第6期、第9期及び第10期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
 - 4.第6期、第9期及び第10期の自己資本利益率、株価収益率及び配当性向については、当期純損失であるため、記載しておりません。
 - 5.第7期及び第8期の配当性向については、無配のため記載しておりません。
 - 6.従業員数は就業人員(当社から社外の出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は年間の平均人員を())内に外数で記載しております。
 - 7.当社は、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。そのため、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。また、第9期の株価については株式分割後の最高株価及び最低株価を記載しており、()内に株式分割前の最高株価及び最低株価を記載しております。
 - 8.「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

当社の代表取締役社長 銭錕は、2010年5月に東京都渋谷区において、スマートフォンネイティブアプリ((注)1)の企画・制作・運営を目的として、株式会社イグニスを設立しました。

設立以降の当社に係る経緯は、以下のとおりであります。

年月	にぶる経緯は、以下のこのりであります。 事 項
2010年5月	東京都渋谷区神宮前に当社設立(資本金100万円)。
2010年11月	本社を東京都渋谷区神南に移転。
2010年12月	スマートフォンアプリ「妄想電話」をApp Storeにて提供開始。
2011年7月	本社を東京都渋谷区千駄ケ谷に移転。
2040/7 2 🗆	「AKB48」のスマートフォンアプリ「AKB48電話」をApp Store及びAndroid Market(現 Google
2012年3月	Play)にて提供開始。
2012年 9 月	無料ネイティブアプリの開発及び運営を目的として株式会社アイビー(現 株式会社with 連結子
2012年 9 月	会社)(東京都渋谷区)を設立。
2013年4月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転。
2013年 5 月	米国での無料ネイティブアプリの開発及び運営を目的としてIGNIS AMERICA, INC.(現 連結子会
2010-371	社)(アメリカ合衆国)を設立。
2013年8月	無料ネイティブアプリの開発及び運営を目的としてスワッグアップ株式会社(現 株式会社IGNIS
2010 073	APPS 連結子会社)(東京都渋谷区)を設立。
2013年 9 月	全巻無料型ハイブリッドアプリ((注)2)「全巻無料!サラリーマン金太郎~今だけ限定!無
20:0 3 / 3	料漫画(マンガ)」をGoogle Playにて提供開始。
2014年 2 月	ソーシャルゲームの開発及び運営を目的として株式会社スタジオキング(現 連結子会社)(東京都
	渋谷区)を設立。
2014年7月	東京証券取引所マザーズに株式を上場。
2014年10月	ALTR THINK株式会社(現 連結子会社)(東京都渋谷区)の株式取得。
2015年 2 月	ネイティブソーシャルゲーム((注)3)「ぼくとドラゴン」をGoogle Playにて提供開始。
2015年 3 月	ネイティブソーシャルゲーム「ぼくとドラゴン」をApp Storeにて提供開始。
2015年10月	株式会社U-NOTE(現 グラム株式会社 連結子会社)(東京都品川区)の株式取得。
2016年3月	オンライン恋愛・婚活サービス「with」のSP版を提供開始。
2016年 8 月	株式会社ロビット(現 持分法適用関連会社)(福岡県福岡市)の株式取得。
2016年11月	VR事業を目的としてパルス株式会社(現 連結子会社)(東京都渋谷区)を設立。
2018年3月	ネイティブソーシャルゲーム「メガスマッシュ」をApp Store、Google Playにて提供開始。
20:01073	((注)4)
2018年10月	連結子会社であるパルス株式会社と株式会社ジャストプロとの合弁会社である株式会社ミラクル
	プロ(現 連結子会社)(東京都台東区)を設立。
2018年12月	ネイティブソーシャルゲーム「でみめん」をApp Store、Google Playにて提供開始。((注)
0040/5 4 🗆	5)
2019年 4 月	ブラウザゲーム「猫とドラゴン」をenzaにて提供開始。
2019年 5 月	連結子会社である株式会社パルスが、芸能プロダクション領域に本格稼働することを目的として 株式会社VOVZ ENTEDTA INMENT (現)連結ス会社) (東京都近今区) た設立
2040年8日	株式会社VOYZ ENTERTAINMENT(現 連結子会社)(東京都渋谷区)を設立。
2019年8月	バーチャルライブアプリ「INSPIX LIVE」をApp Store、Google Playにて提供開始。

- (注) 1.ネイティブアプリとは、プログラムをApp StoreやGoogle Play等のプラットフォームを通じて端末にダウンロードして利用するアプリケーションのことであり、常時ネットワーク環境を必要とするブラウザアプリと比し、利用時のユーザーストレスが少ないことを特徴とするものであります。
 - 2.全巻無料型ハイブリッドアプリとは、すべてのコンテンツを毎日30分無料で提供し、30分以降もコンテンツを楽しみたいユーザーは特定の話数を課金購入することで続きを楽しむことができ、収益源が広告収入と課金収入のハイブリッド型となっているアプリであります。
 - 3.ネイティブソーシャルゲームとは、ネイティブアプリのうち他のユーザーとコミュニケーションをとりながらプレイするオンラインゲームであります。
 - 4.ネイティブソーシャルゲーム「メガスマッシュ」につきましては、2018年7月をもってサービスを終了しております。
 - 5.ネイティブソーシャルゲーム「でみめん」につきましては、2019年12月をもってサービスを終了しております。

3【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社12社及び持分法適用関連会社2社により構成されており「世界にインパクトを与えなければ、気がすまない」の経営理念のもと、「次のあたりまえを創る。何度でも」をミッションとして掲げ、スマートフォン向けアプリの企画・開発・運営事業を主軸に、様々なサービスを展開しております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループは主にネイティブアプリをApp StoreやGoogle Play等のプラットフォームを通じてスマートフォンユーザーに提供しております。当社グループは2012年、いち早くツール系アプリに着目し事業化に成功し、この分野のパイオニアとして市場をリードするとともに、自ら市場を創造しながら成長してきました。スマートフォンネイティブアプリサービスの収益構造は主に課金収入で構成されております。当社グループは、以下の3つのジャンルの事業を展開しております。

- (1)コミュニティ(課金収入モデル((注)1)及び広告収入モデル((注)2))
- (2)ゲーム(主に課金収入モデル)
- (3)その他
- (注) 1.課金収入モデルとは、ユーザーが無料でダウンロードしたアプリに、サービスの追加機能やゲームで使えるアイテムなどを課金することで収益を得るビジネスモデルであります。
 - 2. 広告収入モデルとは、無料ダウンロードができるアプリ内に広告を表示させて、ユーザーがその広告をタップ(画面を軽く叩く)した時や、リンク先のアプリをダウンロードするなどのアクションを完了した時点で広告主から収益を得るビジネスモデルであります。

1. 当社グループの事業について

(1)コミュニティ

株式会社アイビー(現 株式会社with)及びALTR THINK株式会社が提供するコミュニティサービスは、主に、継続会員となることによる月額課金の課金収入を収益源とするビジネスモデルと、無料提供するサービス内に広告を掲載し、その広告収入を収益源とするビジネスモデルにより成り立っています。

主要サービスは、「with」であり、メンタリストDaiGo氏監修の下で心理学や統計学を活用して最適な男女のマッチングを目指した恋愛・婚活マッチングサービスを2015年9月より提供しております。課金収入をビジネスモデルとしており、オンラインでの出会いが国内において徐々に浸透する中、サービス提供開始以来、有料会員数の増加を継続しております。

(2)ゲーム

株式会社スタジオキング、株式会社ラップランド及び株式会社IGNIS APPSが提供するゲームは、iOS搭載端末、Android搭載端末向けに、主にアイテム課金を基本とするビジネスモデルにより成り立っています。

主要サービスは「ぼくとドラゴン」であり、起動後 0 秒で遊べる爽快感抜群の3Dクエストと、ギルドの仲間たちとの協力バトルが楽しめるスマホRPGです。本作の最大の魅力であるリアルタイム協力バトルでは、ギルド仲間とチャットで戦略を練る、タイミングをあわせて連携技を決める、など協力バトルの醍醐味を十分に味わえる内容となっております。同タイトルは、スマートフォンアプリマーケットであるApp Store、及びGoogle Playにおいて、多くのユーザーを獲得しております。

当社グループでは、ソーシャルゲームの開発本数を一定数に絞り込むことで品質の高いゲームをユーザーに提供するという開発方針を採用しております。また、堅実な収益基盤を確立するため、ゲーム内におけるイベントの実施や他コンテンツとのコラボレーション、さらには機能拡充等により、業績の安定化に努めております。

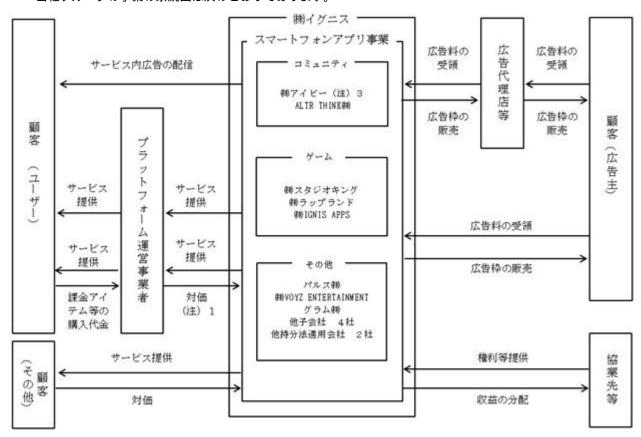
なお、2019年11月13日公表の「スマートフォン向けゲームアプリ及びブラウザゲームの譲渡に向けた基本合意に関するお知らせ」に記載の通り、「ぼくとドラゴン」及び「猫とドラゴン」の譲渡に関する基本合意書を株式会社ドリコムと締結しております。

(3)その他

当ジャンルではグラム株式会社が運営する求人マッチングサービスのビジネスや、その他どのジャンルにも属さないプロダクトを含む既存事業で構成されています。

バーチャルライブアプリ「INSPIX LIVE」を中心としたバーチャルライブプラットフォーム事業、VRアイドル「えのぐ」や、芸能プロダクション「VOYZ ENTERTAINMENT」によるエンターテインメント事業、VR医療分野を含むその他新規事業も当ジャンルに含まれています。

当社グループの事業の系統図は次のとおりであります。



- (注)1. 顧客の課金額から決済手数料及びプラットフォーム手数料(代金回収代行業務及び課金売上管理業務に対する手数料)を 差し引いた金額が、プラットフォーム運営事業者から当社グループに支払われます。
 - 2. 主要なグループ会社を記載しております。
 - 3. 株式会社アイビーについては、2019年10月1日付で、株式会社withに商号を変更しております。

2. 当社グループの特徴と強み

(1)事業の中核であるスマートフォンアプリ事業

スマートフォンアプリ事業は創業以来、当社の主力事業であり、コミュニティ、ゲーム、その他の枠組みで展開しております。これらサービスは新規のビジネスモデルの開発など事業ポートフォリオを拡大するための起点となっております。

(2)次のあたりまえを創る、何度でも

当社グループのミッションは、「次のあたりまえを創る。何度でも」であります。次のあたりまえになり得るかどうかに新規事業展開に対する判断軸を置くことで、既存市場において安易な後追いをすることなく、常に新規ジャンルに経営資源を投下し続けております。また、この実現には、企画開発力とスピード感のある事業推進力が必須条件と考えております。

(3)業界分析を基にした市場創造力、マネタイズ力(注)

当社グループは後追いで市場に参入するのではなく、ユーザーニーズや業界構造の分析からのアプローチで、新しい事業化や市場創造に取り組むことで成長してきました。ツール系アプリや全巻無料型ハイブリッドアプリに挙げられる市場創造力と「ぼくとドラゴン」や「with」などに挙げられるマネタイズ力は当社グループの強みであります。

現在もサービスの普及拡大と急成長が見込まれる分野であるVR(Virtual Reality:仮想現実)やAI (Artificial Intelligence:人工知能)、IoT(Internet of Things:モノのインターネット)等の最先端技術の商業化を目指しており、特にVRとAIを活用したビジネスを積極的投資事業と位置付け、早期収益化に向けて経営資源を投入しています。

(注)マネタイズ力とは、知識やノウハウを収益化する力のことであります。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社アイビー (注)1、3、4	東京都渋谷区	99,000千円	スマートフォン向け アプリの企画、開 発、運営等	100.0	役員の兼任4名 業務委託取引等あり
株式会社IGNIS APPS	東京都渋谷区	99,000千円	スマートフォン向け アプリの企画、開 発、運営等	100.0	特定子会社 役員の兼任4名 業務委託取引等あり
株式会社スタジオキング (注)1、2	東京都渋谷区	5,000千円	スマートフォン向け アプリの企画、開 発、運営等	100.0	特定子会社 役員の兼任4名 業務委託取引等あり
ALTR THINK株式会社	東京都渋谷区	1,000千円	スマートフォン向け アプリの企画、開 発、運営等	100.0	役員の兼任1名 業務委託取引等あり
グラム株式会社	東京都渋谷区	39,016千円	スマートフォン向け アプリの企画、開 発、運営等	70.9	役員の兼任2名 業務委託取引等あり
IGNIS AMERICA, INC.	アメリカ合衆国	500千米ドル	スマートフォン向け アプリの企画、開 発、運営等	100.0	役員の兼任2名
パルス株式会社 (注)5	東京都渋谷区	1,050千円	VRコンテンツの企 画、開発、運営	74.3	役員の兼任1名 業務委託取引等あり
株式会社VOYZ ENTERTAINMENT(注)6	東京都渋谷区	10,000千円	芸能プロダクションの企画、開発、運営	100.0 (100.0)	業務委託取引等あり
その他4社					
(持分法適用関連会社) 2社					

- (注)1.特定子会社に該当しております。
 - 2.株式会社スタジオキングについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

売上高 2,232,617千円 経常利益 267,419千円 当期純利益 179,158千円 純資産額 2,068,771千円 総資産額 2,394,558千円

3.株式会社アイビーについては、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が 10%を超えております。

主要損益情報等(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

売上高 2,963,634千円 経常利益 640,431千円 当期純利益 505,433千円 純資産額 71,674千円 総資産額 956,095千円

- 4.株式会社アイビーについては、2019年10月1日付で、株式会社withに商号を変更しております。
- 5.債務超過会社で債務超過の額は、2019年9月末時点で 2,152,188千円となっております。
- 6. 議決権の所有割合の() 内は間接所有割合で、内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2019年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数(人)	
スマートフォンアプリ事業	177 (17)	
合計	177 (17)	

- (注) 1.従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 - 2.従業員数が当連結会計年度中で24名減少しましたのは、主として連結範囲の変更に伴う減少及び自己都合退職等による自然減です。

(2)提出会社の状況

当社の事業はスマートフォンアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2019年 9 月30日現在

従業員数 (人)	従業員数(人) 平均年齢(歳)		平均年間給与(円)	
20 (3)	32.3	2年5ヵ月	6,039,580	

セグメントの名称	従業員数(人)
スマートフォンアプリ事業	20 (3)
合計	20 (3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を())内に外数で記載しております。
 - 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 - 3. 従業員数が前事業年度と比べて4名減少しましたのは、主として自己都合退職等による自然減であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループの労働組合は結成されておりませんが、労使関係は安定しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は「世界にインパクトを与えなければ、気がすまない」という経営理念及び「次のあたりまえを創る。何度でも」というミッションのもと、インターネット、スマートフォン等を通じたさまざまなビジネス領域において、多くのユーザーに支持されるサービスの企画・制作・運営を行っています。

(2) 経営戦略等

当社グループが展開する主なビジネスとして、恋愛・婚活マッチングサービス『with』等の<コミュニティ>、スマホRPG『ぼくとドラゴン』や『でみめん』、イグニスグループ初となるブラウザゲーム『猫とドラゴン』の<ゲーム>を展開し、それら2つのジャンルに属さないビジネスを<その他>とした、3ジャンルを現時点で収益を生む基盤収益事業と位置付けて展開しています。さらに、新規ジャンルへのチャレンジとして、今後、サービスの普及拡大と急成長が見込まれる分野であるVR(Virtual Reality:仮想現実)やAl(Artificial Intelligence:人工知能)、IoT(Internet of Things:モノのインターネット)等の最先端技術の商業化を目指しており、特にVRとAIを活用したビジネスを積極的投資事業と位置付け、早期収益化に向けて積極的に経営資源を投入しています。

(3) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループの重視している経営指標は、売上高及び営業利益であります。IT業界は市場の変化が激しいため、当社グループでは、既存の収益基盤の拡大に加えて新たな収益源を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。前連結会計年度及び当連結会計年度では、営業損失を計上しておりますが、基盤収益事業の強化による売上維持・拡大や積極的投資事業の選択と集中による事業の選別と早期収益化等を推進してまいります。

(4) 経営環境

基盤収益事業の主要な事業領域である国内オンライン恋活・婚活マッチングサービス市場規模は、近年拡大を続けており2024年には1,037億円に達すると予測されております((注)1)。また、積極的投資事業の主要な事業領域である世界のAR(Augmented Reality:拡張現実)/VR(Virtual Reality:仮想現実)のハードウェア、ソフトウェア及び関連サービスを合計した支出額は、2023年には1,606.5億ドルに達する見通しだと予測されており((注)2)、いずれも引き続き高い成長が見込める市場だと考えております。

- (注) 1.株式会社マッチングエージェント(東京・渋谷区)/株式会社デジタルインファクト(東京・文京区)
 - 2.インターナショナルデーターコーポレイションジャパン株式会社(東京・千代田区)

(5) 対処すべき課題

収益基盤の確立及び安定化

スマートフォンの登場により、IT業界では大きな市場変化が起きており、当社グループでは、既存の収益基盤の拡大に加えて新たな収益源を確保することが、経営上重要な課題であると認識しております。当社グループでは、スマートフォン市場を上回る成長を目標とし、成長戦略として以下の2つの大きな柱を掲げております。

- (a) 既存ジャンルの収益基盤の安定化
 - イ.「コミュニティ」ジャンルの収益力向上

コミュニティについては、心理学を活用した機能拡充等によって更なるユーザビリティの強化を行うことにより、サービスの高度化と事業領域の拡大に努め、業績の向上・安定化を目指します。

- ロ.「ゲーム」ジャンルの開発・運営体制の強化
 - ゲームについては、当社グループにおける収益盤石化を目指し、既存タイトルのプロモーションを中心とした的確なコストコントロールにより、プロジェクト利益を高水準に維持することに努めます。
- (b) 潜在的ニーズを掘り起こした新たな市場・新たなビジネスモデルの創造

企業ミッション「次のあたりまえを創る。何度でも」を実現すべく、今後もニーズを掘り起こした新たな市場・新たなビジネスモデルを創造すべくチャレンジしてまいります。

上記、各成長戦略を推進することにより、収益基盤の確立及び安定化に努めていく方針であります。

組織体制の強化と内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化

当社グループは、今後更なる事業拡大を推進するに当たって、従業員のモチベーションを引き出す目標管理制度や福利厚生等の人事制度構築に努めながら、業務遂行能力、人格、当社の企業文化及び経営方針への共感を兼ね備え、グローバルに活躍できる優秀な人材の採用に取り組んでまいります。組織設計においては少人数単位でのチーム制を採用すると同時に、チーム毎の自律性を促すよう権限の委譲を推し進めることで意思決定の質とスピードを維持するなど、従業員のパフォーマンスを最大化させる取り組みを継続していく方針であります。また、内部統制及びコンプライアンス体制の充実・強化を図ってまいります。

システム基盤の強化

当社グループは、スマートフォンアプリをApple Inc.のスマートフォン「iPhone」・タブレット端末「iPad」などのiOS搭載端末向け、及びGoogle Inc.のAndroid搭載端末向けに展開していることから、サービス提供に係るシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、各種アプリを運営する上では、ユーザー数増加に伴う負荷分散やユーザー満足度の向上を目的とした新規サービス・機能の開発等に備え、設備への先行投資を継続的に行っていくことが必要となります。当社グループは、その重要性に鑑み、今後においてもシステム基盤の強化への取り組みを継続していく方針であります。

技術革新への対応

当社グループは、先端的なテクノロジーを基盤にした新規サービスや新たなインターネット端末等の技術革新に対して適時に対応を進めることが、事業展開上の重要な要素であると認識しております。各々の技術革新の普及の進展を見ながら、柔軟な対応を図っていく方針であります。

グローバル展開への対応

当社グループは、世界のスマートフォンアプリ市場への展開を迅速に推進することが、今後の一層の事業拡大を目指す上で重要であると認識しております。主に当社の連結子会社であるパルス株式会社で開発している、Virtual Live Platform「INSPIX」では、国内のみならず世界規模で多くのVRタレント・ユーザーに活用していただくために、中国や北米への展開を決定しております。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また必ずしも、そのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の判断上、重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識した上で発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。なお、文中の将来に関する事項は、本報告書提出日現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) スマートフォン関連市場について

当社グループは、スマートフォン上でのサービスを中心としたスマートフォンアプリ事業を主たる事業領域としていることから、ネットワークの拡充と高速化、スマートフォンデバイス自体の進化、多様化、それに伴う情報通信コストの低価格化等により、スマートフォン関連市場が今後も拡大していくことが事業展開の基本条件であると考えております。しかしながら、今後新たな法的規制の導入、技術革新の遅れ、利用料金の改定を含む通信事業者の動向など、当社グループの予期せぬ要因によりスマートフォン関連市場の発展が阻害される場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 他社との競合について

当社グループは、コミュニティやゲームを中心に、様々な特色あるサービスの提供や提供するサービスのジャンルの充実等に取り組み、競争力の向上を図っております。しかしながら、当社グループと同様にインターネットやスマートフォンでアプリ等のサービスを提供している企業や新規参入企業との競争激化により、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(3) スマートフォン専用アプリサービスについて

当社グループは、スマートフォンの急速な普及とそれに伴う市場の構造変化を大きな成長機会と認識し、スマートフォンアプリ事業を主軸としております。当社グループとしては、今後も、スマートフォン市場は拡大すると見込み、スマートフォンアプリ事業に、経営資源を投入していく方針であります。しかし、当社グループの企図するとおりに、スマートフォン専用アプリサービスが成長を続ける保証はなく、その成長が当社グループの見込みを大きく下回った場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(4) ユーザーの嗜好の変化について

当社グループが開発・運営するスマートフォンアプリやゲーム等においては、ユーザーの嗜好の移り変わりが激しく、ユーザーのニーズに対応するコンテンツの開発・導入が何らかの要因により困難となった場合には、想定していた広告による収益または課金アイテムの販売による収益が得られない可能性があります。その結果、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) Apple Inc. 及び Google Inc.の動向について

当社グループの売上は、主にスマートフォンアプリの課金売上であり、当社グループの事業モデルは、Apple Inc.及びGoogle Inc.の2社のプラットフォーム運営事業者への依存が大きくなっております。これらプラットフォーム運営事業者の事業戦略の転換並びに動向によっては、手数料率等の変動等何らかの要因により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 公序良俗に違反する広告及びサイトに対する規制について

当社グループが運営するスマートフォンアプリは、数多くのアドネットワークを含む広告代理店(以下「広告代理店等」という)へ広告の掲載を委託しており、広告の内容や広告のリンク先については広告代理店等の裁量に任せる部分が多く、公序良俗に反する広告が掲載されてしまう可能性があります。当社グループといたしましては、広告代理店等との取引開始時における審査の実施や社内にて広告掲載基準を設置するなど、広告及びリンク先のサイトの内容についての管理を実施しております。また、当社グループの社員が定期的に既に掲載されている広告及び広告のリンク先サイトを巡回し、広告掲載基準の遵守状況を監視しております。広告掲載基準に違反する行為が発見された場合には、警告や契約解除などの措置をとっております。

しかしながら、広告主等が公序良俗に反する広告や商品・サービスの提供、コンテンツの掲載を当社グループの意図に反して継続することにより、当社グループの提供するアプリや当社グループのアカウントがプラットフォーム運営事業者により削除された場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) システム障害について

当社グループの事業は、スマートフォンやPC、コンピュータ・システムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故(社内外の人的要因によるものを含む)等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。また、当社グループのコンピュータ・システムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、当社グループの運営する各コンテンツへのアクセスの急激な増加、各サーバーやクラウドサービスの停止等の予測不可能な様々な要因によってコンピュータ・システムがダウンした場合や、コンピュータ・ウイルスやクラッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 個人情報管理について

当社グループは、当社グループが運営するコンテンツ利用者の個人情報を取得する場合があります。当社グループでは「個人情報の保護に関する法律」に従い、個人情報の厳正な管理を行っております。このような対策にも関わらず、個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、損害賠償請求等の金銭補償や企業イメージの悪化等により、当社グループの業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(9) 特定人物への依存について

当社グループの代表取締役社長である銭銀は、創業者であると同時に創業以来当社グループの事業推進において重要な役割を担ってまいりました。同氏は、インターネットサービスの企画から開発、運用に至るまで豊富な経験と知識を有しております。当社グループの設立以降は、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。

また、代表取締役CTOである鈴木貴明は、インターネットサービスの開発技術及びそれらに関する豊富な経験と知識を有しており、最高技術責任者として当社グループの技術的判断、経営方針や事業戦略の決定及びその遂行において重要な役割を果たしております。

当社グループでは、取締役会や経営会議等において役員及び社員への情報共有や権限委譲を進めるなど組織体制の強化を図りながら、両氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により両氏が当社グループの経営執行を継続することが困難になった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10)人材の採用・育成について

当社グループは、今後急速な成長が見込まれる事業の展開や企業規模の拡大に伴い、継続的に幅広く優秀な人材を採用し続けることが必須であると認識しております。質の高いサービスの安定稼働や競争力の向上に当たっては、開発部門を中心に極めて高度な技術力・企画力を有する人材が要求されていることから、一定以上の水準を満たす優秀な人材を継続的に採用すると共に、成長ポテンシャルの高い人材の採用及び既存の人材の更なる育成・維持に積極的に努めていく必要性を強く認識しております。しかしながら、当社グループの採用基準を満たす優秀な人材の確保や人材育成が計画どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業展開及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11)社歴が浅いことについて

当社グループは2010年5月に設立された社歴の浅い会社であります。スマートフォンアプリ業界を取り巻く環境はスピードが速く流動的であるため、当社グループにおける経営計画の策定には不確定事象が含まれざるを得ない状況にあります。また、そのような中で過年度の財政状態及び経営成績からでは今後の業績を予測するには不十分な面があります。

(12)内部管理体制の整備状況にかかるリスクについて

当社グループは、企業価値を継続的かつ安定的に高めていくためには、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するとともに、適切な内部管理体制の整備が必要不可欠であると認識しております。

業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な整備・運用、さらに法令・定款・社内規程等の遵守を徹底しておりますが、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の整備が追いつかない状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(13)技術革新への対応について

当社グループのサービスはインターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、インターネット関連分野は新技術の開発及びそれに基づく新サービスの導入が相次いで行われ、非常に変化の激しい業界となっております。また、ハード面においては、スマートフォンの普及が急速に進んでおり、新技術に対応した新しいサービスが相次いで展開されております。このため、当社グループは、エンジニアの採用・育成や創造的な職場環境の整備、また特にスマートフォンに関する技術、知見、ノウハウの取得に注力しております。しかしながら、係る知見やノウハウの獲得に困難が生じた場合、また技術革新に対する当社の対応が遅れた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。更に、新技術への対応のために追加的なシステム、人件費などの支出が拡大する可能性があります。このような場合には、当社グループの技術力低下、それに伴うサービスの質の低下、そして競争力の低下を招き、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14)海外展開について

当社グループは、主に当社の連結子会社であるパルス株式会社で開発しているVirtual Live Platform 「INSPIX」を中国や北米へ展開することを決定しております。しかし、海外においてはユーザーの嗜好や法令等が、本邦と大きく異なることがあり、当社グループの想定どおりに事業展開できない場合には、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(15)法的規制について

当社グループは事業を推進するにあたって、様々な法令等の規制を受けております。コミュニティにおいては、オンライン恋愛・婚活マッチングサービス『with』が「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」の適用を受けており、インターネット異性紹介事業者としての届出やサービス内における年齢認証等を実施しており、法令等を順守のうえでユーザーに安心して頂けるサービス提供を行っております。また、ゲームにおいては、過度な射幸心の誘発等について一部のメディアから問題が提起されております。近年では、「コンプリートガチャ」(注)と呼ばれる課金方法が「不当景品類及び不当表示防止法(景品表示法)」に違反するとの見解が2012年7月に消費者庁より示されております。これに関して当社グループでは、「コンプリートガチャ」を当初より採用しないことで対応しており、当社グループのサービスには大きな影響を与えていないと認識しております。当社グループは法令を遵守したサービスを提供することは当然でありますが、今後も変化する可能性がある社会的要請については、サービスを提供する企業として、自主的に対処・対応し、業界の健全性・発展性を損なうことのないよう努めていくべきであると考えております。しかしながら、今後、社会情勢の変化によって、既存の法令等の解釈の変更や新たな法令等の制定等、法的規制が行われた場合には、当社グループの事業が著しく制約を受け、当社グループの事業及び業績に大きな影響を及ぼす場合があります。

(注)コンプリートガチャとは、ランダムに入手するアイテムやカードを一定枚数揃えることで稀少なアイテムやカードを入手できるシステムをいいます。

(16)知的財産権の管理について

当社グループは、運営するコンテンツ及びサービスに関する知的財産権の獲得に努めております。また、第三者の知的財産権の侵害を防ぐ体制として、社内弁護士を中心とした法務チーム及び顧問弁護士への委託等による事前調査を行っております。しかしながら、万が一、当社グループが第三者の知的財産権を侵害した場合には、当該第三者から損害賠償請求や使用差止請求等の訴えを起こされる可能性があり、これらに対する対価の支払い等が発生する可能性があります。また、当社グループが保有する知的財産権について、第三者により侵害される可能性があるほか、当社グループが保有する権利の権利化が出来ない場合もあります。こうした場合、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(17) コンプライアンス体制について

当社グループでは、今後企業価値を高めていくためにはコンプライアンス体制が有効に機能することが重要であると考えております。そのため、コンプライアンスに関する社内規程を策定し、全役員及び全従業員を対象として社内研修を実施し、周知徹底を図っております。併せて、コンプライアンス体制の強化に取り組んでおります。しかしながら、これらの取組みにも関わらずコンプライアンス上のリスクを完全に解消することは困難であり、今後の当社グループの事業運営に関して法令等に抵触する事態が発生した場合、当社グループの企業価値及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(18)新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社グループは、当社グループの役員及び従業員に対するインセンティブを目的とし、新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、有価証券報告書提出日の前期末現在におけるこれらの新株予約権による潜在株式数は90,704株であり、発行済株式総数14,662,600株の0.6%に相当しております。

(19)継続企業の前提に関する重要事象等について

当社グループは、前連結会計年度及び当連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期 純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

ただし、「3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (3)継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策」に記載のとおり、当該重要事象等を解消するための改善策を実施していることから、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと判断しております。

(20)その他

配当政策について

当社グループは、利益配分につきまして、将来の財務体質の強化と事業拡大のために必要な内部留保を確保しつつ、当社グループを取り巻く事業環境を勘案して、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。しかしながら、現時点では配当を行っておらず、また今後の配当の実施及びその時期については未定であります。

自然災害、事故等について

当社グループでは、自然災害、事故等に備え、定期的バックアップ、稼働状況の常時監視等によりトラブルの事前防止又は回避に努めておりますが、当社所在地近辺において、大地震等の自然災害が発生した場合、当社設備の損壊や電力供給の制限等の事業継続に支障をきたす事象が発生して、当社グループの事業及び業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は「世界にインパクトを与えなければ、気がすまない」という経営理念及び「次のあたりまえを創る。何度でも」というミッションのもと、インターネット、スマートフォン等を通じたさまざまなビジネス領域において、多くのユーザーに支持されるサービスの企画・制作・運営を行っています。

当社グループが展開する主なビジネスとして、恋愛・婚活マッチングサービス『with』等の<コミュニティ>、スマホRPG『ぼくとドラゴン』や『でみめん』、イグニスグループ初となるブラウザゲーム『猫とドラゴン』の<ゲーム>を展開し、それら2つのジャンルに属さないビジネスを<その他>とした、3ジャンルを現時点で収益を生む基盤収益事業と位置付けて展開しています。さらに、新規ジャンルへのチャレンジとして、今後、サービスの普及拡大と急成長が見込まれる分野であるVR(Virtual Reality:仮想現実)やAI(Artificial Intelligence:人工知能)、IoT(Internet of Things:モノのインターネット)等の最先端技術の商業化を目指しており、特にVRとAIを活用したビジネスを積極的投資事業と位置付け、早期収益化に向けて積極的に経営資源を投入しています。

当連結会計年度においては、前連結会計年度に引き続き高成長を続けている<コミュニティ>のジャンルが連結売上高に大きく貢献いたしました。一方、新規事業とりわけVR分野での商業化に向けた開発投資も積極的に行いました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は5,571,028千円(前連結会計年度比14.3%増)、積極的な事業投資に伴い、主に広告宣伝費1,476,918千円等が増加するとともに、〈ゲーム〉における売上貢献不足による当ジャンルの売上高減少の影響等から、営業損失は744,693千円(前連結会計年度は2,532,902千円の営業損失)、経常損失は867,651千円(前連結会計年度は2,571,755千円の経常損失)となり、また、投資有価証券売却益892,648千円を特別利益として計上したものの、関係会社株式評価損52,703千円および減損損失52,707千円等を特別損失として計上したことから、親会社株主に帰属する当期純損失は631,178千円(前連結会計年度は2,651,080千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

なお、当社グループはスマートフォンアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント別の業績は省略しています。

各ジャンルの取り組みと業績は以下のとおりであります。

(コミュニティ)

当連結会計年度は、恋愛・婚活マッチングサービス『with』において、他社類似サービスとの差別化を図るべく、心理学やAIを活用して最適な男女のマッチングを目指し、各種診断イベントの実施や、レコメンド機能である「For You」機能を新たに追加するなど、施策を講じてまいりました。これらの施策はもちろん、国内でオンラインマッチングサービスが急速に浸透してきていることから、『with』についてはプロモーションによる新規流入だけでなく、クチコミによる新規流入も増加傾向にあり、2019年9月末時点におけるユーザー数は230万人を突破するなど、サービスは引き続き順調に成長しています。

この結果、当連結会計年度における当ジャンルの売上高は2,983,428千円となりました。前連結会計年度における 当ジャンルの売上高は1,732,714千円であったことから、前連結会計年度比72.2%増となっています。当該サービス については、連結売上高への貢献度が高いサービスへと成長しており、引き続きユーザービリティの向上、精度の高 いマッチングを実現する機能や、診断イベントを継続的に実施していくことで、ユーザー満足度の高い唯一無二の恋 愛・婚活マッチングサービスを目指してまいります。

(ゲーム)(注)1

当連結会計年度では、主力タイトルである『ぼくとドラゴン』が配信開始から5年目に突入し、既存ユーザーの満足度向上と収益の安定化を目指すため、季節イベントの強化や、他社人気IPとのコラボレーションを多数実施するなど、ユーザーとのエンゲージメントを高めるサービス運用をしてまいりました。

2019年4月3日には、イグニスグループ初のブラウザゲーム((注)2)である、『猫とドラゴン』の提供を開始いたしました。

一方で、2018年12月12日に提供を開始いたしました、女性をターゲットにした新作スマホRPG『でみめん』につきまして、ユーザー課金率及び新規ユーザー獲得数が伸び悩み、新キャラクターや各種イベントの実施など、施策に講じてまいりましたが、大幅な改善に至らなかったことから、2019年12月12日をもってサービスを終了することとなりました。

スマートフォン向けゲームマーケットの競争は一層激化してきており、当連結会計年度において、プロモーションを中心とした的確なコストコントロールを続けたものの、既存タイトルと、新規タイトルの売上寄与は共に限定的となり、ゲーム事業全体の売上高は減少しました。

この結果、当連結会計年度における当ジャンルの売上高は2,383,015千円となりました。前連結会計年度における 当ジャンルの売上高は2,817,402千円であったことから、前連結会計年度比15.4%減となっています。

(その他)

当ジャンルではグラム株式会社が運営する求人マッチングサービスのビジネスや、その他どのジャンルにも属さないプロダクトを含む既存事業で構成されています。

バーチャルライブアプリ『INSPIX LIVE』を中心とした「バーチャルライブプラットフォーム事業」、VRアイドル『えのぐ』や、芸能プロダクション『VOYZ ENTERTAINMENT』による、「エンターテインメント事業」、VR医療分野を含む「その他新規事業」も当ジャンルに含まれています。

「VR」分野では、新時代の音楽イベントである、バーチャルライブとバーチャル握手会を楽しむことができる、バーチャルライブアプリ『INSPIX LIVE』を、2019年8月13日にリリースいたしました。同年8月23日には、VRアイドル『えのぐ』が同アプリのリリース記念ライブを、同年9月26日には無料ライブを実施し、ユーザーの皆様にバーチャルライブを体験していただきました。その他にも、今後、複数の他社IPが『INSPIX LIVE』上でバーチャルライブの実施を予定しているなど、他社IPの誘致も順調に進んでいます。

更に、2019年9月18日には第32回東京国際映画祭VR特設ステージへの『INSPIX LIVE』の技術提供を発表し、新時代のバーチャルライブ体験を創造するために新たな活動を推進しています。

VRアイドル分野においては、業務提携先であるVRタレントのマネジメントを専門とする株式会社岩本町芸能社所属のVRアイドル『えのぐ』が、精力的に活動しています。

芸能プロダクションの運営を行う、連結子会社の株式会社VOYZ ENTERTAINMENTは、所属タレントである『VOYZ BOY』が活動をしている他、2019年9月2日には、「二次元と三次元を行き来する」5人組ボーイズグループ『学芸大青春(ガクゲイダイジュネス)』が活動を開始いたしました。

VR医療分野においては、順天堂大学との共同研究である「VRアプリケーションによる慢性痛み刺激の緩和の臨床研究」につきまして、2019年6月にパイロット提供を開始いたしました。

「AI」分野では、持分法適用会社である株式会社ロビットにおいて、AIを活用したピッキングロボの精度を高めるソフトを開発し、工場の自動化を進める自動車部品メーカーなどへの導入を目指しています。

この結果、当連結会計年度における当ジャンルの売上高は204,583千円となりました。前連結会計年度における当ジャンルの売上高は324,250千円であったことから、前連結会計年度比36.9%減となっています。

- (注) 1.ゲームの配信プラッフォームが多様化してきている事を踏まえ、従来の < ネイティブゲーム > を < ゲーム> に変更しています。
 - 2.ブラウザゲームとは、ダウンロード不要で、ウェブブラウザがあれば遊べるゲームのことです。

当連結会計年度の財政状態の概要は以下のとおりであります。

(資産)

当連結会計年度末の総資産は3,956,001千円となり、前連結会計年度末に比べ698,868千円減少いたしました。流動資産は1,715,630千円(前連結会計年度末比185,763千円減)となりました。主な増加要因は、売掛金が118,419千円増加したことによるものであります。主な減少要因は、現金及び預金が270,561千円減少したことによるものであります。固定資産は2,240,370千円(前連結会計年度末比513,104千円減)となりました。主な減少要因は、投資有価証券の売却等により投資その他の資産が591,245千円減少したことによるものであります。

(負債)

当連結会計年度末の負債は1,689,711千円となり、前連結会計年度末に比べ692,669千円減少いたしました。流動負債は1,309,539千円(前連結会計年度末比515,892千円減)となりました。主な減少要因は、借入金の返済により短期借入金が300,000千円、1年内返済予定の長期借入金が191,694千円減少したこと、未払金が292,189千円減少したことによるものであります。固定負債は380,172千円(前連結会計年度末比176,777千円減)となりました。主な減少要因は、借入金の返済により長期借入金が127,158千円減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は2,266,289千円となり、前連結会計年度末に比べ6,198千円減少いたしました。主な増加要因は、第三者割当による新株式の発行及び新株予約権の行使により資本金及び資本剰余金が合計で1,224,168千円増加したことによるものであります。主な減少要因は、利益剰余金が631,178千円減少、投資有価証券の一部売却等によりその他有価証券評価差額金が594,985千円減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は209,779千円となり、前連結会計年度末に比べ270,561千円減少いたしました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とその要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金の減少は959,213千円(前連結会計年度は567,767千円の減少)となりました。主な減少要因は、税金等調整前当期純損失119,981千円、投資有価証券売却益892,648千円、長期未収入金の増加額236,539千円、未払金の減少額305,669千円によるもの、主な増加要因は、減価償却費523,457千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金の増加は90,335千円(前連結会計年度は1,034,681千円の減少)となりました。主な増加要因は投資有価証券の売却による収入959,488千円によるもの、主な減少要因は、無形固定資産の取得による支出447,032千円、投資有価証券の取得による支出208,510千円、有形固定資産の取得による支出168,864千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金の増加は599,078千円(前連結会計年度は8,456千円の増加)となりました。主な増加要因は、株式の発行による収入938,785千円、主な減少要因は長期借入金の返済による支出372,411千円であります。

生産、受注及び販売の状況

a.生產実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

b.受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

c.販売実績

当連結会計年度におけるジャンル別の販売実績は、次のとおりであります。

ジャンルの名称	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)	前年同期比(%)
コミュニティ (千円)	2,983,428	172.2%
ゲーム (千円)	2,383,015	84.6%
その他(千円)	204,583	63.1%
合計(千円)	5,571,028	114.3%

(注) 1. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	(自 2017年	会計年度 ≢10月 1 日 ≢ 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月 1 日 至 2019年 9 月30日)		
	金額 (千円)	割合(%)	金額 (千円)	割合(%)	
Apple Inc.	3,010,641 61.8		3,595,344	64.5	
テレコムクレジット株式会社	533,716 10.9		846,271	15.2	
Google Inc.	816,555	16.8	719,397	11.1	

2. 相手先は決済代行業者であり、ユーザーからの代金回収を代行しております。

(2)経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたり重要となる会計方針については「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載のとおりであります。

その作成には、経営者による会計方針の選択・適用・資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者はこれらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

a.経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、5,571,028千円となりました。内容としましては、前連結会計年度と比較し、 < ゲーム > 『ぼくとドラゴン』の課金収入が低減傾向にある一方で、積み上げ型の事業の強化として、 < コミュニティ > 『with』のユーザー数増加に努め、収益貢献度の高いサービスへと成長いたしました。そのことから、ゲームの依存度は前連結会計年度と比してさらに低下しており、強固で安定感のある収益ポートフォリオが構築されてきております。

(売上原価、売上総利益)

売上原価は1,245,491千円となりました。これは主に労務費及びソフトウエアの減価償却費、設備費によるものであります。この結果、売上総利益は4,325,536千円となりました。

(販売費及び一般管理費、営業損失)

販売費及び一般管理費は5,070,230千円となりました。これは、主に広告宣伝費1,476,918千円、支払手数料1,907,668千円、人件費等573,144千円、研究開発費322,799千円を計上したことによるものであり、この結果、744,693千円の営業損失となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常損失)

営業外収益は11,650千円、営業外費用は134,608千円となりました。営業外費用は主に持分法投資損失87,878千円、支払手数料28,957千円によるものであり、この結果、867,651千円の経常損失となりました。

(特別利益、特別損失及び親会社株主に帰属する当期純損失)

投資有価証券売却益892,648千円等を計上したことにより、894,334千円を特別利益に計上し、関係会社株式評価 損52,703千円や減損損失52,707千円等を計上したことにより146,665千円を特別損失に計上いたしました。この結 果、119,981千円の税金等調整前当期純損失となり、法人税等合計515,461千円の計上により、631,178千円の親会 社株主に帰属する当期純損失となりました。

b.経営戦略の現状と見通し

当社グループは売上高・利益の更なる成長を目指しております。そのため、一事業に依存しない事業の多面展開を図り、強固で安定感のある事業ポートフォリオを構築しております。中長期での事業戦略としては積み上げ型の事業と爆発力のある事業の推進に努めております。

積み上げ型の事業において、<コミュニティ>『with』のユーザー数が順調に増加し、このジャンルの売上高構成比は53.6%(前連結会計年度は35.5%)と連結売上高に占める割合はより一層高まり順調にトップラインが成長しております。オンライン恋活・婚活マッチングサービスのマーケットは拡大が続くという予測((注)1)もあることから、今後も『with』のユーザー数・トップラインの成長を見込んでおります。次期についても、この『with』の収益が連結業績に大きく貢献してくる見込みであります。

〈ゲーム〉では、国内におけるスマートフォン向けゲームアプリを中心とした市場規模((注)2)は安定的な成長が予想されておりましたが、海外からの新規タイトルの流入など、国内外問わず数多くのスマートフォン向けゲームアプリが配信されていることから、ユーザー獲得競争はより一層激化しているものと思われます。そのため、2018年12月12日に配信を開始いたしました、女性向け新感覚スマホRPG『でみめん』は、ユーザー課金率及び新規ユーザー獲得数が伸び悩み、新キャラクターや各種イベントの実施など、施策を講じてまいりましたが、大幅な改善に至らなかったことから、2019年12月12日をもってサービスを終了することとなりました。このことから当ジャンルの売上貢献は下がるものと見込んでおります。

主力タイトルである『ぼくとドラゴン』は、季節イベントの強化や、他社人気IPとのコラボレーションを多数実施するなど、ユーザーとのエンゲージメントを高めるサービス運用をした結果、当社グループの収益に大きく貢献いたしました。

しかし、昨今の業績動向を鑑みた結果、次期以降については、プロジェクトの選択と集中の観点から11月13日発表「スマートフォン向けゲームアプリ及びブラウザゲームの譲渡に向けた基本合意に関するお知らせ」の通り、『ぼくとドラゴン』及び『猫とドラゴン』の2つのタイトルを譲渡することとなりました。

今後は、企業ミッションである「次のあたりまえを創る。何度でも」を実現すべく、積み上げ型の事業である『with』のさらなる収益基盤強化と、注力事業であるVR・エンターテインメント分野を第2の柱とすべく売上拡大とコストコントロールを図ってまいります。

< その他 > では、積み上げ型の事業とは別に、爆発力のある事業と位置付けて、最先端技術であるVR・AI・IoT に着目したビジネスの商業化に向けた事業投資を行ってまいりました。

VR・エンターテインメント分野では、「ライブプラットフォームの運営」と「IP(タレント等)発掘・育成・プロデュース等」の2軸展開で進めてまいります。この2軸で展開していくという垂直統合型の運営をすることがVR・エンターテインメント分野を推進していく中で大きな差別化になるものと考えております。

ライブプラットフォーム運営については、VRを通じた新しい音楽体験を創出するためにVirtual Live Platform「INSPIX」の開発を進めVR-HMD(VR-Head Mounted Display 頭部装着ディスプレイ)の普及率に左右されず、あらゆるシーンでライブ体験が可能な仕組みの提供を掲げていましたが、2019年8月に、バーチャルライブアプリ『INSPIX LIVE』をリリースし、スマホでどこからでもVR音楽ライブに参加できる仮想空間を実現しました。この『INSPIX LIVE』については、2019年9月26日発表の適時開示『当社連結子会社とモノビット・モリカトロンホールディングス株式会社との業務提携および当社からモノビット・モリカトロンホールディングス株式会社に対する出資に関するお知らせ』および2019年11月13日発表の『「INSPIX WORLD」(旧「(仮)Project WORLD」)のサービス概要及び7組のパートナー参画決定のお知らせ』の通り、大型アップデートを加え、同時接続数の拡大の他、全世界への展開、先立っては中国への展開を見込み開発を続けています。この『INSPIX WORLD』は、『INSPIX LIVE』のアップデート版となることから、従来までのVR音楽ライブ体験にVR空間上でのソーシャル機能を付加させたライブ特化型仮想空間SNSとして展開する計画です。また、このアップデート開発に伴い、アニメーションや音楽アーティストといったエンターテインメント関連の企業等、7組が参画することとなり、VR技術を活用した新しい音楽体験と新しい世界体験を実現してまいります。

IP(タレント等)の発掘・育成・プロデュース等については、子会社のパルス株式会社単独または外部パートナーと組み、バーチャルタレントのみならず、リアルなタレントの創出・プロデュースに力を入れています。子会社のパルス株式会社は株式会社岩本町芸能社との協業を通じ、アイドルプロデュースのノウハウ蓄積と『INSPIX LIVE』の機能強化に向けたフィードバックを行っています。また、2019年5月には、主に男性タレントが所属する芸能事務所、株式会社VOYZ ENTERTAINMENTを立ち上げ、リアルなタレントのIPの構築にも注力しており、今後のタレント発掘・育成・プロデュースを行っていくうえで強い競争力を身につけたと確信しております。また、自社関連のIPに依存することなくアップデート開発中の「INSPIX WORLD」に、他社が持つIP(主にバーチャルタレント)誘致を図り、VR音楽ライブやその他VRイベントを展開していく計画です。

次期以降の展望としては、『INSPIX LIVE』の大型アップデートである『INSPIX WORLD』を完了させるために、引き続き積極的に開発を進めることと、自社IPのファン数拡大、大型他社IPとの協業の拡大を視野に事業を推進してまいります。当社グループは、このようなVR技術を活用したライブ展開により新たな音楽マーケットが確立され、今後数年で大きく飛躍するものと考え、自信を持って事業に取り組んでおります。この分野に注力することが、中長期的に当社グループの業績向上に資するものと考えております。

VRの医療分野では、順天堂大学との共同研究である「VRを用いた慢性疼痛の緩和」が2019年6月にパイロット提供を開始するなど、順調に進捗しています。なお、本プロジェクトは、中長期での研究開発を想定しており、医療現場への導入には一定の期間を要するものと見込んでおります。

AIでは、持分法適用関連会社の株式会社ロビットがAI技術を活用し、工場における検査工程を自動化する装置 (ロボット)の開発・検証を行っております。この検査工程の自動化については愛知県豊田市内の自動車部品メーカーと提携し取り組んでおります。現在、日本の製造業においては生産・製造工程ではロボットを活用した自動化が進んでおりますが、検査工程に関しては完全自動化が進んでいない状況であるため、AI技術を活用した装置(ロボット)を開発・提供し、日本の製造業における生産性向上・効率化に貢献してまいります。

IoTでは、ロビットが世界初のスマートフォンアプリと連動してカーテンの自動開閉ができる『めざましカーテン mornin'plus』という製品を提供しております。本製品は2018年度グッドデザイン賞を受賞し、2017年度のグッドデザイン賞を受賞した旧型の『めざましカーテンmornin'』に続きロビットは2年連続で受賞しております。この受賞を契機に、引き続き販売拡大を図ってまいります。

なお、同社は新工場を設立し、開発力強化を図っています。

VRの医療分野・AIの新規ジャンルについては、現時点で当社グループの収益に貢献しておりませんが、いずれ、グループの成長にとって重要なビジネスになると見込んでいるため、早期収益化に向けて開発・検証・マーケティングに注力しております。一方でVR・エンターテインメント分野では、売上を生み出す仕組み『INSPIX LIVE』が提供開始されました。次期以降は引き続きこの『INSPIX LIVE』の進化のために事業投資を行いつつ、同時に投資回収を目指します。しかしながら、この分野からの収益に関しては、VR音楽ライブという新しいマーケットで展開していくため、売上の基礎となるKPI(基礎となる公演数・観客動員数等)は現時点において不確定要素が多いことから、合理的な見積もりが困難であると考えています。

また、新規事業として医療機関向けSaaSの開発・提供も進めております。こちらの事業につきましては、主にオンライン診療対応を目的として医療機関向けにシステムを提供するものです。このシステムは順調に稼働中であり、2020年9月期の収益貢献を目指し、経営資源の投入を継続しています。

次期連結会計年度の当初連結業績見通しは、売上高15,000,000千円、営業利益6,000,000千円と掲げていました。しかし、〈コミュニティ〉『with』の更なる成長が見込める一方で、〈ゲーム〉の売上高の大幅な減少や、VR エンターテインメント分野の売上高の合理的な見積もりが、前述の通り困難であるため、業績見通しに織り込まない方針とした結果、連結売上高4,000,000千円(当連結会計年度比28.2%減)と、当初連結業績見通しよりも減少すると予想しています。

なお、営業利益、経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、本資料の発表日現在において不確定要素が多く存在するため、公表しておりません。

また、上記の業績見通しは本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後様々な要因によって予想数値と異なる結果となる可能性があります。

(注) 1.出典:株式会社マッチングエージェント/株式会社デジタルインファクト

2.出典:一般社団法人コンピューターエンターテインメント

c. 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの主な資金需要は、サービス提供・拡充のための広告宣伝費、支払手数料、研究開発費、人件費、その他経費をはじめとした販売費及び一般管理費等の営業費用であります。当社グループは、事業運営上必要な資金の流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。これらにつきましては、基本的に営業活動によるキャッシュ・フローや自己資金を充当し、投資が必要な場合には状況に応じて金融機関からの借入や各種資本政策等による資金調達で対応していくこととしております。

資本政策として、2018年12月26日に株式会社QK及び株式会社SK並びに佐藤裕介氏を割当先とする第三者割当増資による新株式発行による払込が完了し、また、2019年3月8日に株式会社SYを割当先とする第18回新株予約権の全行使による払込も完了しております。

また、現在、ドイツ銀行ロンドン支店を割当先とする第三者割当による新株予約権の発行を行っており、これによる資金調達も引き続き行っていく計画です。本件に関する詳細は「第4 提出会社の状況 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

併せて、資産の効率化及び財務体質の強化を図るため2019年3月から5月にかけて投資有価証券の一部売却を行い財源の確保を行っております。

d.経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための指標として、売上高を使用しております。それぞれの指標の当連結会計年度における達成度及び次期の計画は以下のとおりであります。

指標	2019年9月期 (計画)	2019年9月期 (実績)	2019年 9 月期 達成度	2020年 9 月期 (計画)
売上高	5,500百万円	5,571百万円	101.3%	4,000百万円

2019年9月期は2019年9月17日公表の「通期連結業績予想の修正に関するお知らせ」の通り、修正しております。

(3)継続企業の前提に関する重要事象等を解消するための改善策

当社グループは、前連結会計年度及び当連結会計年度において営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、マイナスの営業キャッシュ・フローを計上したことから、現時点においては継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

それに対し、当社は当該状況を解消すべく、以下に示す課題への対処を的確に行うことにより安定的な財務基盤を確立し、当該事象が早期に解消されるよう取り組んでまいります。

これらの改善策を状況に応じて適切に推進していくことから、継続企業の前提に重要な不確実性は認められないと 判断しております。

基盤収益事業の強化による売上維持・拡大

〈コミュニティ〉『with』において、売上高・利益ともに順調に増加しており、連結売上高に占める構成が53.6%になるまでに成長していることから、当社の安定的な収益の基盤となっております。

そのため、当社は、当該事業をさらに強化していくことで、安定した収益獲得を目指してまいります。

具体的には、マーケットの拡大も見込まれてはおりますが、より効率的な広告宣伝費の投下によるユーザー数の増加、ユーザー満足度の高い機能を追加することによる課金率の上昇等の施策を講じてまいります。

積極的投資事業については選択と集中による事業の選別と早期収益化の実現

積極的投資事業については、当社とのシナジーが期待できない事業や収益化が困難と判断した事業については適時 適切に処分することを検討してまいります。また、早期収益化の実現のため、当社の事業とシナジーのある他社と積 極的に業務提携を締結すること等を通じて、事業の拡大を図ってまいります。

資金調達や資金繰りの安定化

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」に記載の通り、2019年11月26日開催の取締役会において、取締役からの資金の借入について決議するとともに、同日付で金銭消費貸借契約を締結し、2019年11月28日及び2019年12月5日に実行いたしました。

経費の削減

当社は、当社事業の強みを確保した上で、引き続き、外注費等の売上原価、販売費及び一般管理費の削減に努め、 収益性の改善に注力してまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

スマートフォン・タブレット端末向けアプリプラットフォーム運営事業者との規約

相手方の名称	契約の名称	契約内容	契約期間
Apple Inc.	Apple Developer Program License Agreement	iOS搭載端末向けアプリ ケーションの配信及び販売 に関する規約	1年間(1年毎の自動更 新)
Google Inc.	Google Playマーケットデ ベロッパー販売 / 配布契 約書	Android搭載端末向けアプ リケーションの配信及び販 売に関する規約	契約期間は定められており ません。

5【研究開発活動】

当社グループは、最先端のテクノロジーを基盤とした新規サービス・新たなインターネット端末等の技術革新に対し、迅速に対応していくため、スマートフォンアプリ事業において研究開発に取り組んでおります。

当連結会計年度における研究開発費の総額は322,799千円であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における当社グループの設備投資等の総額は695,589千円であります。その内容は、主に本社増床に伴う建物附属設備の増加及びぼくドラのソフトウエア計上によるものであります。当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。なお、当社グループは、スマートフォンアプリ事業の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載を行っておりません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

(1)提出会社

2019年 9 月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	建物(千円)	工具、器具及び備品 (千円)	ソフトウエア (千円)	合計 (千円)	従業員数 (人)
本社 (東京都渋谷区)	事務所他	212,056	41,522	1,596	255,174	20(3)

- (注)1.現在休止中の主要な設備はありません。
 - 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 3.事業所は賃借しており、その年間賃借料は447,905千円であります。
 - 4.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を())内に外数で記載しております。

(2) 国内子会社

2019年9月30日現在

		帳簿価額				
事業所名 (所在地)	 設備の内容 	建物 (千円)	その他有形固定資産 (千円)	ソフトウエア (千円)	合計 (千円)	従業員数 (人)
本社 (東京都渋谷区)	ソフトウエア等	0	11,959	521,477	533,437	157(14)

- (注)1.現在休止中の主要な設備はありません。
 - 2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
 - 3.従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(パートタイマーを含む。)は、年間の平均人員を())内に外数で記載しております。
 - (3) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2019年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2019年12月16日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	14,662,600	14,662,600	東京証券取引所 (マザーズ)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。なお、単元株式数は 100株であります。
計	14,662,600	14,662,600	-	-

⁽注)「提出日現在発行数」欄には、2019年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権(2013年6月7日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (2019年 9 月30日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 28
新株予約権の数(個)	10
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	123 (注) 2
新株予約権の行使期間	2015年 6 月19日から 2023年 5 月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 123 資本組入額 61.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承 認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,200株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 x 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

EDINET提出書類 株式会社イグニス(E30698) 有価証券報告書

2 . 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

既発行調整前新規発行1 株当たり調整後行使価額 =株式数 × 行使価額 + 株式数 × 払込金額既発行株式数 + 新規発行株式数

3.新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において 残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会 社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を 新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- 5.2014年1月15日開催の取締役会決議により、2014年3月10日を効力発生日として、普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6.2017年11月13日開催の取締役会決議により、2017年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第3回新株予約権(2013年6月7日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (2019年 9 月30日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2
新株予約権の数(個)	38
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45,600 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	123 (注) 2
新株予約権の行使期間	2015年 6 月22日から 2023年 5 月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 123
価格及び資本組入額(円)	資本組入額 61.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承 認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、1,200株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2 . 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

既発行調整前新規発行1 株当たり調整後行使価額 =株式数 × 行使価額 + 株式数 × 払込金額既発行株式数 + 新規発行株式数

3.新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において 残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会 社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を 新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

EDINET提出書類 株式会社イグニス(E30698) 有価証券報告書

- 5.2014年1月15日開催の取締役会決議により、2014年3月10日を効力発生日として、普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
- 6.2017年11月13日開催の取締役会決議により、2017年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第4回新株予約権(2014年3月10日臨時株主総会決議)

	事業年度末現在 (2019年9月30日)
	(2010 27,300Д)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 25
新株予約権の数(個)	4,300
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8,600(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	775 (注) 2
	2016年 3 月12日から
新株予約権の行使期間	2024年 2 月11日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行	発行価格 775
価格及び資本組入額(円)	資本組入額 387.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
が サマ が 佐 の 築 流 に 関 ナッ 東 15	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承
新株予約権の譲渡に関する事項 	認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、2株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

既発行調整前新規発行1 株当たり調整後行使価額 =株式数 × 行使価額 + 株式数 × 払込金額既発行株式数 + 新規発行株式数

3.新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、使用人、その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場されていること。

新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転 (以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において 残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会 社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を それぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を 新たに発行するものとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契 約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

EDINET提出書類 株式会社イグニス(E30698) 有価証券報告書

5.2017年11月13日開催の取締役会決議により、2017年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第6回新株予約権(2015年11月27日取締役会決議)

	事業年度末現在 (2019年 9 月30日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員及び完全子会社従業員 40
新株予約権の数(個)	364
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	72,800 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,170(注)2
新株予約権の行使期間	2017年1月1日から 2020年12月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,185 資本組入額 592.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承 認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、200株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

3.新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、当社が金融商品取引法に基づき 提出される2016年9月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書において、営業利益の額 が、6億円を超えた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等 により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照す べき適正な指標および新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役会にて定めるものとする。

本新株予約権者は、以下の期間区分に従って、本新株予約権の一部または全部を行使するものとする。ただし、当社取締役会の決議により、以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り上げるものとする。

- (a) 権利行使開始日(2017年1月1日以降で上記 の条件を満たした初日)から2017年12月31日までについては、割当てられた新株予約権個数の25%以下とする。
- (b) 2018年1月1日から2018年12月31日までについては、割当てられた新株予約権個数の50%から、前年までにおいて既に行使した個数を減じた個数以下とする。

EDINET提出書類 株式会社イグニス(E30698) 有価証券報告書

- (c) 2019年1月1日から2019年12月31日までについては、割当てられた新株予約権個数の75%から、前年までにおいて既に行使した個数を減じた個数以下とする。
- (d) 2020年1月1日から権利行使期間の末日(2020年12月13日)までについては、割当てられた新株予約権 個数から、前年までにおいて既に行使した個数を減じた個数以下とする。

新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または 従業員であることを要する。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4 . 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5.2017年11月13日開催の取締役会決議により、2017年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第7回新株予約権(2015年11月27日取締役会決議)

73 / List Name (2010 11/12) List List Name Name	
	事業年度末現在 (2019年 9 月30日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員及び完全子会社従業員 5
新株予約権の数(個)	177
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	35,400 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,170(注)2
新株予約権の行使期間	2017年1月1日から 2020年12月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,172 資本組入額 586
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承 認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、200株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づ

また、自社が時間を下凹る間額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行便に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

新規発行 1 株 あたり
既発行
間整後 調整前
行使価額 * 行使価額 * 無 規発行前の1株あたりの時価
・
・ <br/

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、当社が金融商品取引法に基づき提出される2016年9月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書において、営業利益の額が、1億円を超えた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役会にて定めるものとする。

2017年1月1日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額(ただし、上記(注)2に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に30%を乗じた価格を下回った場合、本新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りでない。

(a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合

- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが 判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に 大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合本新株予約権者は、上記 に掲げる事由が生じた場合を除き、以下の期間区分に従って、本新株予約権の一部または全部を行使するものとする。ただし、当社取締役会の決議により、以下の区分に関係なく新株予約権を行使可能とすることができる。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第1位以下を切り上げるものとする。
- (a) 権利行使開始日(2017年1月1日以降で上記 の条件を満たした初日)から2017年12月31日までについては、割当てられた新株予約権個数の25%以下とする。
- (b) 2018年1月1日から2018年12月31日までについては、割当てられた新株予約権個数の50%から、前年までにおいて既に行使した個数を減じた個数以下とする。
- (c) 2019年1月1日から2019年12月31日までについては、割当てられた新株予約権個数の75%から、前年までにおいて既に行使した個数を減じた個数以下とする。
- (d) 2020年1月1日から権利行使期間の末日(2020年12月13日)までについては、割当てられた新株予約権 個数から、前年までにおいて既に行使した個数を減じた個数以下とする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5.2017年11月13日開催の取締役会決議により、2017年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第12回新株予約権(2016年10月13日取締役会決議)

	事業年度末現在 (2019年 9 月30日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 外部協力者 6
新株予約権の数(個)	350
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	70,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,233(注)2
新株予約権の行使期間	2016年10月28日から 2021年10月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,234.5 資本組入額 617.25
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承 認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、200株とする。

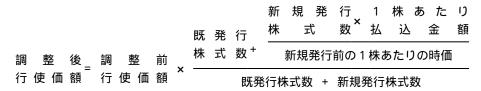
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。



3.新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

2016年10月28日から本新株予約権の行使期間の満期日に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額(ただし、上記(注)2に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に50%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りでない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが 判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に 大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合

EDINET提出書類 株式会社イグニス(E30698) 有価証券報告書

本新株予約権者は、上記 に掲げる事由が生じた場合を除き、以下の期間区分に従って、本新株予約権の一部または全部を行使するものとする。なお、以下の計算の結果、1個未満の端数が生じる場合は小数点第 1 位以下を切り上げるものとする。

- (a) 2018年1月1日から2018年12月31日までについては、割当てられた新株予約権個数の50%以下とする。
- (b) 2019年1月1日から2021年10月27日までについては、割当てられた新株予約権個数の100%から、前年までにおいて既に行使した個数を減じた個数以下とする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4 . 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5.2017年11月13日開催の取締役会決議により、2017年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第13回新株予約権(2017年2月16日取締役会決議)

	事業年度末現在 (2019年 9 月30日)
付与対象者の区分及び人数(名)	外部協力者 2
新株予約権の数(個)	150
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,325(注)2
新株予約権の行使期間	2017年 3 月 3 日から 2022年 3 月 2 日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,375 資本組入額 1,187.5
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承 認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、200株とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

新株予約権を行使することができる期間において、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも権利行使価額(ただし、上記(注)2に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。)に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。

- (a) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
- (b) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが 判明した場合
- (c) 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に 大きな変更が生じた場合
- (d) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができる期間において、上記 に掲げる事由が生じた場合を除き、2018年5月1日より本新株予約権の一部または全部を行使できるものとする。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項は次のとおりであります。

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

5.2017年11月13日開催の取締役会決議により、2017年12月1日を効力発生日として、普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

第17回新株予約権(2018年3月5日取締役会決議)

	事業年度末現在 (2019年 9 月30日)
付与対象者の区分及び人数(名)	受託者 曾我隆二(注) 1
新株予約権の数(個)	7,511
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	751,100 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,050(注)3
新株予約権の行使期間	2020年12月31日から 2028年 3 月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,051 資本組入額 1,525.5
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承 認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1. 本新株予約権は、曾我隆二を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち 受託者として指定された者に交付されます。
 - 2.新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

3. 行使価額の調整

当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

また、当社が時価を下回る価額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく株式の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本第17回新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、 その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額 の調整を行うことができるものとする。 4.新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。

本新株予約権者は、2019年9月期または2020年9月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を限度として、行使することができる。

(a) 営業利益21億円を超過した場合行使可能割合:50%(b) 営業利益40億円を超過した場合行使可能割合:75%(c) 営業利益60億円を超過した場合行使可能割合:100%

なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本第17回新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

5.組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に本新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を一定の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

第14回新株予約権(2018年3月5日取締役会決議)

	事業年度末現在 (2019年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	8,750
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	875,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 3,050 (注) 2、(注) 3
新株予約権の行使期間	2018年 3 月22日から 2021年 3 月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	(注) 4
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承 認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前の取引日(以下、「算定基準日」という。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた額とする。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に(注)3記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、かかる修正後の行使価額が1,525円(以下「下限行使価額」といい、(注)3の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

3. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式により行使価額を調整する。

 調整後
 =
 調整前
行使価額
 ×
 上
 大
 世
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上
 上

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

有価証券報告書

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

5. 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

本新株予約権の目的となる株式の総数は1,000,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(但し、(注)1に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

行使価額の修正基準

(注)2に記載のとおり修正される。

行使価額の修正頻度

行使の際に(注)2に記載の条件に該当する都度、修正される。

行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初、1,525円とする。但し、(注)3の規定を準用して調整される。

交付株式数の上限

1,000,000株(2017年12月31日時点の発行済株式総数に対する割合は7.45%)

本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

1,532,900,000円((注)5(4)に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の全部又は一部が行使されない可能性がある。)

本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

6. 権利の行使に関する事項についての所有者との間で締結した取決めの内容

当社は割当先との間で、以下の内容を含む新株予約権買取契約(以下「本買取契約」という。)を締結いたしました。

当社は、本買取契約に従って、本新株予約権の全部又は一部について、行使に係る停止指定期間として、任意の期間を指定することができる。停止指定を行う場合には、当社は、停止指定期間開始日の2営業日(「営業日」とは、取引所の取引が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいう。以下同じ。)前の日までに停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当先に通知する。なお、当社は、何度でも停止指定を行うことができる。また、当社は、割当先に対し停止指定を撤回する旨及び停止指定の撤回が効力を生じる日を記載した書面を交付して通知することにより、停止指定を将来に向かって撤回することができる。

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり790円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。当社は、取得通知を行った後は、当該取得通知に係る取得を取消すことはできない。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

7. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項なし

- 8.当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容該当事項なし
- 9. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

第15回新株予約権(2018年3月5日取締役会決議)

	事業年度末現在 (2019年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	3,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	5,000(注)2、(注)3
新株予約権の行使期間	2018年 3 月22日から 2021年 3 月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	(注)4
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承 認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

行使価額の修正は行わない。

3 . 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

4.新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

5.新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下、「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり677円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。当社は、取得通知を行った後は、当該取得通知に係る取得を取消すことはできない。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

第16回新株予約権(2018年3月5日取締役会決議)

	事業年度末現在 (2019年 9 月30日)
新株予約権の数(個)	3,500
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	350,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	当初行使価額 7,000 (注) 2、(注) 3
新株予約権の行使期間	2018年 3 月22日から 2021年 3 月22日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行 価格及び資本組入額(円)	(注) 4
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡により取得するには、取締役会の承 認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

当事業年度の末日(2019年9月30日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年11月30日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1.新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数×分割・併合の比率

その他、本新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的である株式の数を適宜調整するものとする。

2. 行使価額の修正

当社は2018年3月22日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)において行使価額の修正が生じることとすることができる(以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」という。)。当該行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌取引日以降、行使価額は、修正日に、修正日の直前の取引日(以下「算定基準日」という。なお、「取引日」とは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)において売買立会が行われる日をいう。以下同じ。)の取引所における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の90%に相当する金額(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り捨てた額とする。以下「修正後行使価額」という。)に修正される。なお、修正後行使価額の算出において、算定基準日に(注)3記載の行使価額の調整事由が生じた場合は、当該算定基準日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。但し、かかる修正後の行使価額が7,000円(以下「下限行使価額」といい、(注)3の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。

なお、金融商品取引法第166条第2項に定める当社の業務等に関する重要事実であって同条第4項に従って公表されていないものが存在する場合には、当社は行使価額修正選択決議を行うことができない。

3. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後、当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

				既発行普通株式数 +	交付普通 株式数	×	1株当たりの 払込金額
調整後	_	調整前	v			時何	<u></u>
行使価額	_	行使価額	×	既発行普通株式	数 + 交付普	通株	式数

4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

5 . 本新株予約権は、行使価額修正条項付新株予約権付社債券等であります。当該行使価額修正条項付新株予約権 付社債券等の特質等は以下のとおりであります。

本新株予約権の目的となる株式の総数は350,000株、割当株式数は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額が修正されても変化しない(但し、(注)1に記載の通り、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達の額は増加又は減少する。

行使価額の修正基準

(注)2に記載のとおり修正される。

行使価額の修正頻度

行使の際に(注)2に記載の条件に該当する都度、修正される。

行使価額の下限

「下限行使価額」は、当初、7,000円とする。但し、(注)3の規定を準用して調整される。

交付株式数の上限

350,000株(2017年12月31日時点の発行済株式総数に対する割合は2.61%)

本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限

2,451,792,000円((注)5 に記載の下限行使価額にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額。但し、本新株予約権の一部は行使されない可能性がある。)

本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている。

6. 権利の行使に関する事項についての所有者との間で締結した取決めの内容

- 当社は割当先との間で、以下の内容を含む新株予約権買取契約(以下「本買取契約」という。)を締結いた しました。

当社は、本買取契約に従って、本新株予約権の全部又は一部について、行使に係る停止指定期間として、任意の期間を指定することができる。停止指定を行う場合には、当社は、停止指定期間開始日の2営業日(「営業日」とは、取引所の取引が行われており、かつ東京において一般に銀行が営業を行っている日をいう。以下同じとする。)前の日までに停止指定を決定し、当該決定をした日に、停止指定を行う旨及び停止指定期間を割当先に通知する。なお、当社は、何度でも停止指定を行うことができる。また、当社は、割当先に対し停止指定を撤回する旨及び停止指定の撤回が効力を生じる日(以下「失効日」という。)を記載した書面を交付して通知することにより、停止指定を将来に向かって撤回することができる。

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日(以下「取得日」という。)を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対する通知又は公告を当該取得日の1ヶ月前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たり512円の価額(対象となる本新株予約権の個数を乗じて1円未満の端数を生じたときはこれを四捨五入する。)で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。当社は、取得通知を行った後は、当該取得通知に係る取得を取消すことはできない。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

7. 当社の株券の売買に関する事項についての所有者との間の取決めの内容

該当事項なし

- 8.当社の株券の貸借に関する事項についての所有者と会社の特別利害関係者等との間の取決めの内容該当事項なし
- 9. その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

第18回新株予約権

	第4四半期会計期間 (2019年7月1日から 2019年9月30日まで)	第10期 (2018年10月 1 日から 2019年 9 月30日まで)
当該期間に権利行使された当該行使価額修正条項付新株予 約権付社債券等の数(個)	-	2,126
当該期間の権利行使に係る交付株式数(株)	-	212,600
当該期間の権利行使に係る平均行使価額等(円)	-	1,210
当該期間の権利行使に係る資金調達額(千円)	-	257,246
当該期間の末日における権利行使された当該行使価額修正 条項付新株予約権付社債券等の数の累計(個)	-	2,126
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の交付株式数(株)	-	212,600
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の平均行使価額等(円)	-	1,210
当該期間の末日における当該行使価額修正条項付新株予約 権付社債券等に係る累計の資金調達額(千円)	-	257,246

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数(株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金 残高(千円)
2014年10月1日~ 2015年9月30日 (注)1	94,800	6,133,700	3,242	562,641	3,173	561,572
2015年10月1日~ 2016年9月30日 (注)1	102,000	6,235,700	58,925	621,566	58,889	620,461
2016年10月1日~ 2017年9月30日 (注)1	470,400	6,706,100	883,768	1,505,334	883,737	1,504,199
2017年10月1日~ 2017年11月30日 (注)1	1,500	6,707,600	1,638	1,506,973	1,638	1,505,838
2017年12月1日 (注)2	6,707,600	13,415,200	-	1,506,973	-	1,505,838
2017年12月1日~ 2018年9月30日 (注)1	261,200	13,676,400	114,655	1,621,629	114,655	1,620,494
2018年12月26日 (注)3	673,200	14,349,600	475,279	2,096,908	474,606	2,095,100
2018年12月26日 ~ 2019年 9 月30日 (注) 1	313,000	14,662,600	137,141	2,234,050	137,141	2,232,241

- (注)1.新株予約権の行使による増加であります。
 - 2.株式分割(1:2)によるものであります。
 - 3 . 有償第三者割当

発行価格 1,411円 資本組入額 706円

割当先 当社の代表取締役が共同で保有する資産管理会社2社、当社の取締役1名

(5)【所有者別状況】

2019年 9 月30日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満	
区分	政府及び 地方公共 金融機関		金融商品	その他の	外国法人等		個人その他	計	株式の状況
	団体	亚州对汉(天)	取引業者	法人	個人以外	個人		п	(1/1/)
株主数 (人)	-	5	21	35	33	10	4,442	4,546	-
所有株式数 (単元)	-	2,766	3,565	8,750	9,730	39,735	82,060	146,606	2,000
所有株式数 の割合 (%)	-	1.89	2.43	5.97	6.64	27.10	55.97	100.00	-

⁽注)自己株式43,295株は、「個人その他」に432単元、「単元未満株式の状況」に95株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2019年 9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
銭 錕	東京都渋谷区	3,966,600	27.13
鈴木 貴明	東京都渋谷区	3,966,600	27.13
株式会社QK	東京都渋谷区恵比寿 1 丁目19番19号	354,300	2.42
株式会社SK	東京都渋谷区恵比寿 1 丁目19番19号	269,300	1.84
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番12号	241,400	1.65
柏谷泰行	東京都渋谷区	230,200	1.57
株式会社SY	東京都渋谷区恵比寿 1 丁目19番19号	212,600	1.45
山田 理恵	東京都渋谷区	192,200	1.31
佐藤 裕介	東京都港区	177,600	1.21
PHILLIP SECURITI ES CLIENTS (RETAI L) (常任代理人 フィリップ証券株式 会社)	NORTHBRIDGEROAD 25 0,RAFFLESCITYTOWE R 6F,SGR (東京都中央区日本橋兜町4丁目2番)	163,900	1.12
計	-	9,774,700	66.86

(7)【議決権の状況】 【発行済株式】

2019年 9 月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 43,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,617,400	146,174	権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる株 式であります。 なお、単元株式数は100株 であります。
単元未満株式	普通株式 2,000	-	-
発行済株式総数	14,662,600	-	-
総株主の議決権	-	146,174	-

(注)単元未満株式欄には、当社所有の自己株式95株が含まれております。

【自己株式等】

2019年 9 月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
株式会社イグニス	東京都渋谷区恵比 寿1丁目19番19号	43,200	-	43,200	0.29
計	-	43,200	-	43,200	0.29

⁽注)上記以外に自己名義所有の単元未満株式95株を保有しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

- (1)【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	61	90,097
当期間における取得自己株式	-	-

(注)当期間における取得自己株式には、2019年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買い取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事業		当期間		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-	
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-	
合併、株式交換、会社分割に係る移転を 行った取得自己株式	-	-	-	-	
その他(-)	-	-	-	-	
保有自己株式数	43,295	-	43,295	-	

(注)当期間における保有自己株式数には、2019年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取 り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、財務体質の強化と事業拡大の為の内部留保の充実等を図ることが重要であると考え、過去において配当を行っておりませんが、株主に対する利益還元も経営の重要課題であると認識しております。

当社は、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

当事業年度の配当につきましては、前事業年度の大幅な損失計上により利益剰余金が引き続きマイナスの状態となっており、誠に遺憾ではありますが、無配とせざるを得ない状況にあります。次期の配当につきましても、収益体質の強化と安定化を図り、内部留保を高めるよう努めたいことから、無配とさせていただく予定です。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

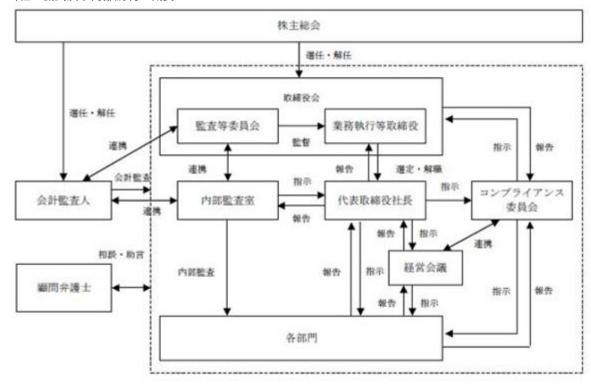
当社は、当社サービスを利用するお客様はもちろん、株主や投資家の皆様、取引先等の本質的な需要を満たし、社会的に貢献するサービスを提供することで、あらゆるステークホルダーから当社に対して継続的な信頼を得ることが重要であると認識しております。

当該認識のもと、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)、監査等委員である取締役、従業員は、それぞれが求められる役割を理解し、法令、社会規範、倫理などについて継続的に意識の維持向上を図り、適正かつ効率的な経営活動に取り組みながら、コーポレート・ガバナンスの充実に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、監査等委員会設置会社であり、議決権のある監査等委員である取締役を置き、取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実とさらなる経営の効率化を図る体制としております。

当社の機関及び内部統制の概要



(a) 取締役及び取締役会

当社の取締役会は、社外取締役4名を含む取締役6名(うち監査等委員3名)により構成されており、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督等を行っております。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保する為、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期を1年としております。

銭 錕(議長、代表取締役社長・社内取締役)

鈴木 貴明(代表取締役CTO・社内取締役)

夏目公一朗(社外取締役)

小武 賢二(常勤監査等委員・社外取締役)

渡辺 英治(監査等委員・社外取締役)

中澤 歩(監査等委員・社外取締役)

(b) 監査等委員会

当社は、監査等委員会制度を採用しており、毎月1回の監査等委員会を開催するほか、必要に応じて開催しております。当社の監査等委員会は、3名が社外取締役であり、公認会計士、税理士又は弁護士として各自が必要な実務経験と専門的知識を有しております。

監査等委員は、当社の経営に対する監視並びに取締役の業務執行の適法性について監査を行っております。 また、取締役会等の社内の重要な会議へ出席するなど、監査機能がより有効・適切に機能するよう努めており ます。

小武賢二(委員長、常勤監査等委員・社外取締役)

渡辺英治(監査等委員・社外取締役)

中澤 歩(監査等委員・社外取締役)

(c) 経営会議

当社では、取締役並びに必要に応じて各部門の部門長の他、代表取締役が指名する管理職が参加する経営会議を設置し、原則として週に1回開催しております。

経営会議は職務権限上の意思決定機関ではありませんが、経営計画の達成及び会社業務の円滑な運営を図ることを目的として機能しております。具体的には、取締役会付議事項の協議や各部門から業務執行状況及び事業実績の報告がなされ、審議が行われております。加えて、重要事項の指示・伝達の徹底を図り、経営課題の認識の統一を図る機関として機能しております。

(d) コンプライアンス委員会

当社では、役職員のコンプライアンスの徹底、すなわち、法令、定款、規則等の明確に文書化された社会ルールの遵守を目的としてコンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに係る取り組みの推進、社内研修等の実施のほか、コンプライアンス違反事項の調査などを半期に一度開催するとともに、必要に応じて随時行われます。

企業統治に関するその他の事項

当社におきましては、「内部統制システムの基本方針」を制定すると共に各種社内規程を整備し、役職員の責任明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を確保しております。

- (a) 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ.取締役会は、「取締役会規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、善良なる管理者の注意をもって、忠実にその職務を執行する。また、使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
 - ロ.他の業務部門から独立した内部監査室は、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査 を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適 正を確保する。
 - ハ.法令違反その他法令、定款、社内規程上の疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、「コンプライアンス規程」に従って適切に対応する。
 - 二. 当社グループ各社における協力の推進、並びに業務の整合性の確保及び効率的な遂行を図るため、「関係 会社管理規程」を定める。
- (b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - イ.取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」「情報システム管理規程」等に従い、職務執行に係る情報を適切に文書又は電磁的記録により保存・管理する。
 - 口.取締役は、必要に応じこれらの文書等を閲覧できる。
- (c) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - イ.当社は「リスク管理規程」を定め、当社グループにおいて発生する可能性のあるリスクの未然防止に関して、管理体制を構築・維持し、発生リスクへの対応・抑止に係る機能を整備する。
 - ロ.不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長はリスク対応体制を発動し、必要に応じて弁護士等の外部専門機関とともに迅速かつ的確な対応を行い、損失の拡大を防止するものとする。
 - ハ.内部監査室は各部門のリスク管理の状況を定期的に監査し、その結果を代表取締役社長及び取締役会に報告し、取締役会において適宜リスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善を行う。

- (d) 当社グループ各社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ.当社の取締役会の手続及び権限範囲等を「取締役会規程」で明確にし、定期的に開催される取締役会で、 当社の取締役の職務の状況を報告する。
 - 口.当社の取締役による効果的な業務運営を確保するため、組織の業務分掌を明確にする「業務分掌規程」、 及び使用人の職務執行における責任権限を明確にする「職務権限規程」を定める。
 - ハ.経営計画を適正に策定・運用するため、「予算管理規程」等に基づき、当社の取締役会において当社及び 当社関係会社の中期経営計画を策定する。当社及び当社関係会社の中期経営計画の進捗状況及び推進結果 は、定期的に、当社の取締役会に報告するものとする。また、原則として事業年度毎に1回、当社の取締役 会において中期経営計画のローリング(終期の更新と内容の見直し)を行う。
 - 二.当社は当社の経営方針を関係会社に周知し、法令等に抵触しない範囲内で関係会社の業務運営に反映させるとともに、関係会社の業務運営状況を把握する。
- (e) 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制 当社は「関係会社管理規程」を定め、当社子会社の取締役等が、その職務の執行に係る事項について、当社 の取締役会への報告を行い、また、重要な事項について当社の取締役会の承認を求めるための体制を構築す る。
- (f) 当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - イ.内部監査室は、各子会社の業務執行及びコンプライアンスの状況等について監査を実施し、その結果を代表取締役に報告するとともに改善を促すことにより、コンプライアンス体制の適正を確保する。
 - ロ.法令違反その他法令、定款、社内規程上の疑義のある行為等については、内部通報制度を構築し、「コンプライアンス規程」に従って適切に対応する。
- (g) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項イ.監査等委員は、監査業務について、補助すべき使用人を置く必要がある場合、使用人を指定することができる。
 - 口. 当該使用人については、取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び業務執行者からの独立性を確保するとともに、監査等委員は、使用人の権限、使用人の属する組織、指揮命令権、人事異動や人事評価についての監査等委員の同意権等使用人の独立性確保に必要な事項を十分検討する。
 - ハ.当社は、監査等委員の職務を補助すべき使用人に関し、監査等委員の指揮命令に従う旨を取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に周知徹底する。
- (h) 当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が当社の監査等委員に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制
 - イ.当社の監査等委員は、重要意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、経営会議等の重要な会議 に出席し、必要に応じて文書を閲覧し、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び 使用人に説明を求めることができる。
 - ロ.当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員に対して、法定の事項に加え、業務の執行状況、経営状況のうち重要な事項、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項、内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項、法令・定款違反に関する事項、その他重要な事項を報告する。
- (i) 監査等委員へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するため の体制

当社は、監査等委員への報告や相談を行った者に対して、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「コンプライアンス規程」に明文化するとともに、当社グループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人に周知徹底する。

(j) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ず る費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (k) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - イ. 監査等委員は、代表取締役社長と定期的にミーティングを行い、会社運営に関する意見の交換等を行う。
 - ロ.監査等委員は、内部監査人と緊密に連携をとり定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて監査法人 や弁護士その他外部専門家を活用できる。

(1) 反社会的勢力に向けた基本的な考え方とその整備状況

- イ.「反社会的勢力対応規程」を制定し、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し、いかなる 名目の利益供与も行わず、また、反社会的勢力からの不当要求に対し屈することなく毅然とした態度で対 応を図ることを徹底する。
- ロ.必要に応じて警察や弁護士等外部の専門機関と連携を取り、反社会的勢力に関する情報収集・社内体制の整備を強化する。

リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は、「リスク管理規程」に基づき、取締役会は、業務上発生する可能性のあるリスクの把握、分析することで、早期発見と未然防止すべく継続的にリスク管理体制の強化に取り組んでおります。

また、当社は内部通報制度として「コンプライアンス相談窓口」を設け、コンプライアンス違反等の早期発見と未然防止に取り組んでおります。当社の社内規程等にて禁止されている行為が行われている、またはその疑いがあるという情報に当社役員・従業員が接した場合、その情報を相談窓口に直接通報することができます。通報を受けたコンプライアンス担当部門は事実関係の把握に努め、適時適切に対応しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額を限度としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

取締役の定数

当社の取締役は9名以内とする旨を定款で定めております

取締役の選任の決議要件

当社は取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款で定めております。

自己株式の取得

当社は、機動的な資本政策を実行するため、自己株式の取得について、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

剰余金の配当の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、毎年3月31日を基準日として、取締役会の決議によって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2)【役員の状況】

役員一覧

男5名 女性1名 (役員のうち女性の比率16.7%)

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長	銭銀	1982年 5 月31日生	2008年4月2010年2月2010年5月2011年11月2013年5月2013年11月2013年12月2014年2月2015年12月2016年1月	株式会社シーエー・モバイル 入社 株式会社zeronana出向 同社に転籍 当社設立取締役社長就任 当社代表取締役社長就任(現任) IGNIS AMERICA, INC. 取締役就任(現任) 株式会社アイビー(現株式会社with) 取締役就任(現任) M.T.Burn株式会社 取締役就任(現任) M.T.Burn株式会社 取締役就任(現任)株式会社U-NOTE(現グラム株式会社) 取締役就任(現任)株式会社 以部役就任(現任)株式会社IGNIS APPS 代表取締役就任(現任)パルス株式会社 代表取締役就任(現任)	(注)4	3,966,600
代表取締役CTO	鈴木 貴明	1986年 3 月25日生	2011年5月2011年7月2011年11月2012年9月2013年8月2014年2月2017年3月	株式会社サイバーエージェント社 株式会社ジモティー入社 株式会社ジモティー入社 株式会社ジモティー人名 大式会社の場合と 当社取締役就任 当社の大力の大力の 締役がインテーストタイプ取 締役がインテーストタイプ取 締役がインカーストタイプ取 締役がインカーストタイプ取 締役がインカーストタイプ取 締役がインカーストタイプの 株式会社 IGNIS APPS)代表取 締役就任 スワッグアップ株式会社の 現代の 就任(現代) 株式会社IGNIS APPS)取締役 就任(会社の 就任(会社の が大力が、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	(注)4	3,966,600

役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	夏目 公一朗	1951年 1 月16日生	2008年4月 2012年4月 2014年4月 2015年4月 2015年6月 2016年1月	(株)アニプレックス代表取締役 社長就任 (株)ソニー・ミュージックエン タテインメント・コーポレイト・エグゼクティブが任 (株)ソニー・ミュージックエン タテインメント・コーポレイト・エグゼクティブCOOの就任 (株)アニプレックス代表取締役会長就任 (株)アニプレックス取締役会長就任 一般社団法人アニメジャパン 副理事長就任(現任) (株)ソニー・ミュージックエン タテインメントスーパーバイザー(現任) (株)KADOKAWAアニメ事業局戦略アドバイザー(現任) 当社社外取締役就任(現任)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	小武 賢二	1983年 9 月14日生	2006年4月 2010年10月 2018年9月 2019年12月	あずさ監査法人(現有限責任 あずさ監査法人)入 所 公認会計士登録 小武公認会計士事務所設立所 長就任(現任) 税理士登録 当社社外取締役(監査等委 員)就任(現任)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	渡辺 英治	1969年 8 月21日生	2000年10月 2005年5月 2008年5月 2010年8月 2012年9月 2015年12月 2016年12月	エムエスシーソフトウェア株式会社入社税理士登録渡辺税理士事務所設立所長就任(現任)株式会社ピーエヌエフ研究所監査役就任(現任)株式会社ゲイン(現株式会社モニタス)監査役就任(現株式会社明がイン(現REGAINGROUP株式会社)監査役就任(現任) 当社社外監査役就任当社取締役(監査等委員)就任(現任) 株式会社フリークアウト・ホールディングス取締任(現任) 株式会社フリークアウト・ホールディングス取締任(現任) 株式会社 取締役(現任)	(注)5	-
取締役 (監査等委員)	中澤 歩	1979年 3 月31日生	2013年 2月 2019年11月	司法修習修了 弁護士登録 (東京弁護士会) 中澤法律事務所設立 パートナー就任(現任) (株)ライトオン社外取締役就任(現任) 当社社外取締役(監査等委員)就任(現任)	(注)5	-
		計				7,933,200

(注) 1. 取締役 夏目公一朗、監査等委員である取締役 小武賢二、渡辺英治及び中澤歩は、社外取締役であります。

EDINET提出書類 株式会社イグニス(E30698) 有価証券報告書

- 2.監査等委員である取締役 渡辺英治及び中澤歩につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員 として届け出ております。
- 3. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 小武 賢二、委員 渡辺 英治、委員 中澤 歩

なお、小武 賢二は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、常勤であることにより、取締役会以外の重要な会議等へ出席し、また、内部監査部門等との連携をより密に図ることができ、そこで得られた情報を監査等委員会にフィードバックすることで、監査の実効性向上に資するためであります。

- 4.任期は、2019年9月期に係る定時株主総会終結のときから2020年9月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。
- 5.任期は、2019年9月期に係る定時株主総会終結のときから2021年9月期に係る定時株主総会終結のときまでであります。
- 6. 所有株式数の欄は、2019年9月30日現在で表示しております。

社外役員の状況

当社は、本書提出日現在において、取締役6名のうち社外取締役は4名(監査等委員である取締役3名のうち、社外取締役は3名)であります。また、監査等委員である取締役3名のうち2名は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

- a.社外取締役と提出会社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係
 - イ.社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)

夏目公一朗氏は、長年携わったコンテンツ業界における高い見識を有しており、また、事業会社において代表取締役を務めており、経営者として豊富な経験を有していることから、当社の経営判断への助言・提言及び業務執行の監督に適していると判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社は、当社の取締役として就任する以前に、コンサルティング契約による取引関係がありましたが、その取引金額は連結売上高の1%未満かつ1,000万円未満と僅少であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

口.監査等委員である社外取締役

小武賢二氏は、公認会計士及び税理士として多くの企業監査の実績と高度な専門知識を有しており、ガバナンスの観点から有益な助言をいただけるものと期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏と当社は、当社の監査等委員である取締役として就任する以前に、同士が所長を務める小武賢二公認会計士事務所と業務委託契約による取引関係がありましたが、その取引金額は連結売上高の1%未満かつ1,000万円未満と僅少であるため、社外取締役の独立性に影響を及ぼすものではないと判断しております。

渡辺英治氏は、税理士として高度な専門知識や多様な業界における豊富な経験を有しており、ガバナンスの観点から有益な助言をいただけるものと期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社と資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、上場時における独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。

中澤歩氏は、弁護士として高度な専門知識や豊富な経験を有しており、コンプライアンスの観点から有益な助言をいただけるものと期待できるため、監査等委員である社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社と資本関係、人的関係、取引関係及びその他の利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、就任時に独立役員として指定し、株式会社東京証券取引所に届け出ております。

b. 社外取締役の独立性に関する基準又は方針

当社は、社外取締役の独立性に関する具体的な基準又は方針は定めていないものの、選任にあたっては、株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準等を勘案したうえで、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資する者であり、また、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門 との関係

社外取締役(監査等委員を除く。)については、定期的に常勤監査等委員から内部監査の状況や監査等委員会 監査の状況及び会計監査の状況等について情報共有しております。

監査等委員である社外取締役については、原則として毎月1回開催される監査等委員会において常勤監査等委員から監査等委員会監査の状況、内部監査の状況及び会計監査の状況等の情報共有しております。また、定期的に会計監査人から直接監査計画や監査手続の概要等について説明を受けるとともに、監査結果の報告を受けております。さらに、監査等委員会、会計監査人及び内部監査室は定期的に会合を行い、各々が実施する監査の状況及び結果等を情報共有することで、三者間の連携を図っております。

(3)【監査の状況】

監査等委員会監査の状況

当社における監査等委員会監査は、監査等委員会監査計画により定められた内容に基づき、各監査等委員は、 定められた業務分担に従って監査を行い、原則として月1回開催される監査等委員会において情報共有を図って おります。

監査等委員会は内部統制システムを活用しながら内部監査室及び会計監査人と連携し、必要な報告を受けるとともに、意見交換等を通じて、取締役の執行の監査を行っております。また、各監査等委員は経営会議等の重要な会議に出席し、監査に必要な情報の入手を行い、取締役として取締役会に出席し、意見の陳述や決議への参加を通じて、取締役の職務の執行の監督を行っております。

監査等委員会は取締役3名で構成されており、うち3名が社外取締役であります。

なお、常勤監査等委員小武賢二は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、また、監査等委員渡辺英治は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部監査の状況

当社における内部監査は、専門部署として内部監査室を設置しており、内部監査室1名が実施しております。 内部監査室は、年間の内部監査計画に則り本社及びグループ会社の全部門に対して監査を実施し、監査結果については代表取締役社長に個別報告及び取締役会に都度報告する体制となっております。また、内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と定期的に会合を行い、監査に必要な情報の共有化を図っております。

会計監査の状況

a.監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b.業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員・業務執行社員 杉山 正樹 指定有限責任社員・業務執行社員 比留間 郁夫

c. 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名 その他 4名

d.監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定及び評価に際しては、会計監査人としての独立性及び専門性を有していること、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施することができる一定の規模を有すること、審査体制が整備されていること、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領並びに監査費用が合理的かつ妥当であること、更に監査実績などにより総合的に判断いたします。

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員会が、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

e.監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っております。この評価については、監査 法人と定期的に会合を持っており、各々の監査方針、監査体制、監査計画の他、期中に発生した問題点等につい て情報交換を実施すること、また、事業年度毎に実施される監査法人による監査報告会において、具体的な決算 内容や品質管理体制等の報告を受けることで、監査法人の専門性、独立性及び品質管理体制等を確認しておりま す。

監査報酬の内容等

a.会計監査人に対する報酬

	前連結会計年度		当連結会	会計年度
区分	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく報 酬(千円)	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく報 酬(千円)
提出会社	23,000	-	28,750	-
連結子会社	2,800	-	-	-
計	25,800	-	28,750	-

- (注) 1. 前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には、上記以外に2017年9月期に係る追加報酬額が1,750千円あります。
 - 2. 当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬には、上記以外に前連結会計年度に係る追加報酬額が10,000千円あります。
 - b.監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMG)に属する組織に対する報酬(a.を除く)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
区分	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく報 酬(千円)	監査証明業務に基づく 報酬(千円)	非監査業務に基づく報 酬(千円)
提出会社	_	4,700	-	5,050
連結子会社	_	-	-	-
計	_	4,700	_	5,050

- (注) 当社における非監査業務の内容は、KPMG税理士法人による税務に関する助言・指導業務です。
 - c.その他重要な報酬の内容 該当事項はありません。
 - d.監査報酬の決定方針

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。

e.監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役(監査等委員を除く。)が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、過去の監査実績、同業他社比較及び監査の実効性を確保するために必要な監査日数等を総合的に勘案した結果、妥当であると判断したためであります。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者は、取締役会により委任された代表取締役社長銭錕であり、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、各役員の職務の内容、職位及び実績・成果等を勘案して報酬額を決定しております。

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額	報酬等0	対象となる役員の員数		
仅具色刀	(千円)	固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	(人)
取締役(監査等委員及び 社外取締役を除く。)	18,540	18,540	-	-	4
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	5,850	5,850	-	-	1
社外役員	6,000	6,000	-	-	2

- (注)1.当社は、2015年12月19日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
 - 2.取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2015年12月18日開催の第6期定時株 主総会において、年額100,000千円以内(うち社外取締役分3,000千円以内。ただし、使用人分給与 は含まない。)と決議いただいております。
 - 3.監査等委員である取締役の報酬限度額は、2017年12月15日開催の第8期定時株主総会において、年額12,000千円以内と決議いただいております。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資株式については純投資目的である投資株式とし、それ以外の投資株式については、純投資目的以外の目的である投資株式と判断しております。保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式については、継続的取引関係がある企業との関係強化を図る一方で、慣例的な相互保有や人的関係の情実等を排除するとともに、将来の取引関係や持続的な企業価値の向上に資するかどうかなど、中長期的な観点から得失等を総合的に勘案の上、適正に保有しております。

保有目的が純投資以外の目的である投資株式

a.保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

取締役会は、当該保有株式について、保有先との取引内容や取引金額などを踏まえ、取引関係の維持・構築や、事業シナジーを目的とした業務提携など戦略的意義を考慮するとともに、中長期的な価値の向上に資するか否かについて、資本コストに見合うリターンやリスクを定期的に精査、検証しております。

この結果、簿価が50%以上下落した場合や保有先の企業価値が著しく毀損するなど、継続して保有する経済合理性が乏しいと判断した場合は、経済情勢や譲渡損益等を鑑みた上、当該保有先との対話を経て、適切な時期に保有株式数の削減や売却の検討を実施しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	8	210,287
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	5	208,503	当社の投資方針と合致する会社に対して出資を 行ったため。
非上場株式以外の株式	1	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	1	959,488

c.特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 特定投資株式

	当事業年度	前事業年度		
】 。 銘柄	株式数(株)	株式数(株)	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	貸借対照表計上額 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	・ 及び休式数が培加した珪田	体行の行無
and factory株式	-	210,520	主として事業上の関係維持のため、保有しております。定量的な保有の効果の記	無
会社	-	926,288	してのります。 足里的な体質の効果の記し 載は困難であります。	***

みなし保有株式 該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの 該当事項はありません。

第5【経理の状況】

- 1.連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
 - (1)当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28 号。)に基づいて作成しております。

なお、当連結会計年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の連結財務諸表に含まれる比較情報のうち、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成30年3月23日内閣府令第7号。以下「改正府令」という。)による改正後の連結財務諸表規則第15条の5第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第3条第2項により、改正前の連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下 「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当事業年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の財務諸表に含まれる比較情報のうち、改正府令による改正後の財務諸表等規則第8条の12第2項第2号及び同条第3項に係るものについては、改正府令附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年10月1日から2019年9月30日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

3.連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適時・適切に把握し会計基準の変更等に迅速に対応するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入するとともに、財務・会計専門情報誌の定期購読及び監査法人等が主催するセミナーへの積極的な参加を行っております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

	163±64 & 41 £ ±	(手匹・口コ)
	前連結会計年度 (2018年 9 月30日)	当連結会計年度 (2019年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	480,340	209,779
売掛金	536,198	654,618
営業貸付金	1,312,487	1,294,457
貯蔵品	5,194	5,194
未収還付法人税等	29,072	-
その他	382,609	402,200
貸倒引当金	844,507	850,618
流動資産合計	1,901,394	1,715,630
固定資産		
有形固定資産		
建物	511,078	684,878
減価償却累計額	302,117	472,821
建物(純額)	208,961	212,056
その他	239,580	292,426
減価償却累計額	152,312	238,880
その他(純額)	87,267	53,546
有形固定資産合計	296,229	265,602
無形固定資産		
ソフトウエア	414,306	523,073
無形固定資産合計	414,306	523,073
投資その他の資産		020,010
投資有価証券	1 1,113,759	1 250,008
長期未収入金	665,876	902,416
繰延税金資産	113,340	154,220
敷金	462,524	381,026
保険積立金	306,846	2 379,193
その他	96,468	100,704
貸倒引当金	715,876	715,876
投資その他の資産合計	2,042,939	1,451,694
固定資産合計	2,753,475	2,240,370
資産合計	4,654,869	3,956,001
負債の部		
流動負債 買掛金	126,375	46,300
短期借入金	400,000	2, 3 100,000
短期间八金 1年内返済予定の長期借入金	372,411	180,717
未払金	541,824	249,635
未払法人税等	103,458	371,946
前受収益	196,566	281,941
その他	84,796	78,999
流動負債合計	1,825,432	1,309,539
固定負債	204 464	177 000
長期借入金	304,161 177,910	177,002 203,170
資産除去債務		203,170
繰延税金負債 田字負售会計	74,878	200 470
固定負債合計	556,949	380,172
負債合計	2,382,381	1,689,711

	前連結会計年度 (2018年 9 月30日)	当連結会計年度 (2019年 9 月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,621,629	2,234,050
資本剰余金	1,528,307	2,140,054
利益剰余金	1,440,022	2,071,201
自己株式	52,164	52,255
株主資本合計	1,657,749	2,250,649
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	593,924	1,060
為替換算調整勘定	4,064	937
その他の包括利益累計額合計	597,989	122
新株予約権	16,749	15,027
非支配株主持分	-	735
純資産合計	2,272,488	2,266,289
負債純資産合計	4,654,869	3,956,001

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

		(単位:十円)
	前連結会計年度 (自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
売上高	4,874,367	5,571,028
売上原価	1,248,547	1,245,491
売上総利益	3,625,819	4,325,536
販売費及び一般管理費	1, 26,158,722	1, 25,070,230
営業損失()	2,532,902	744,693
営業外収益		
受取利息	2,182	2,110
為替差益	-	2,212
還付加算金	4,212	845
助成金収入	3,659	741
保険返戻金	-	2,278
保険事務手数料	1,048	1,597
雑収入	2,820	1,864
営業外収益合計	13,924	11,650
営業外費用		
支払利息	6,341	5,573
株式交付費	18,059	12,011
持分法による投資損失	27,008	87,878
支払手数料	-	28,957
雑損失	1,367	186
営業外費用合計	52,777	134,608
経常損失()	2,571,755	867,651
特別利益		000 040
投資有価証券売却益	-	892,648
関係会社株式売却益	53,879	-
事業譲渡益	3 50,000	1 606
新株予約権戻入益	102.070	1,686
特別利益合計 特別損失	103,879	894,334
投資有価証券評価損	12,999	37,307
双真有 III	12,999	52,703
関係会社株式売却損		3,599
減損損失	4 103,268	4 52,707
のれん償却額	5 39,272	- 02,707
その他	-	348
特別損失合計	155,541	146,665
税金等調整前当期純損失()	2,623,417	119,981
法人税、住民税及び事業税	103,667	366,164
法人税等調整額	51,290	149,297
法人税等合計	52,376	515,461
当期純損失()	2,675,794	635,443
非支配株主に帰属する当期純損失()	24,713	4,264
親会社株主に帰属する当期純損失()	2,651,080	631,178
ポムル外上に炉底する当別消損人()	2,001,000	031,170

【連結包括利益計算書】

		(単位:千円)
	前連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
当期純損失()	2,675,794	635,443
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	593,924	594,985
為替換算調整勘定	87	3,126
その他の包括利益合計	593,836	598,111
包括利益	2,081,957	1,233,555
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,057,243	1,229,290
非支配株主に係る包括利益	24.713	4.264

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位:千円)

			株主資本			その他	の包括利益	累計額			
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額 合計	新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
当期首残高	1,505,334	1,390,186	1,198,290	51,933	4,041,878	-	4,152	4,152	5,262	84,090	4,135,383
当期変動額											
新株の発行(新株予 約権の行使)	116,294	116,294			232,589						232,589
親会社株主に帰属する当期純損失()			2,651,080		2,651,080						2,651,080
連結子会社の増資に よる持分の増減		21,786			21,786						21,786
連結範囲の変動			12,767		12,767						12,767
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動		39			39						39
自己株式の取得				231	231						231
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						593,924	87	593,836	11,487	84,090	521,234
当期変動額合計	116,294	138,120	2,638,313	231	2,384,129	593,924	87	593,836	11,487	84,090	1,862,895
当期末残高	1,621,629	1,528,307	1,440,022	52,164	1,657,749	593,924	4,064	597,989	16,749	-	2,272,488

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

			株主資本			その他の包括利益累計額					
	資本金	資本 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額 合計	新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
当期首残高	1,621,629	1,528,307	1,440,022	52,164	1,657,749	593,924	4,064	597,989	16,749	-	2,272,488
当期変動額					·						
新株の発行	475,279	474,606			949,885						949,885
新株の発行(新株予 約権の行使)	137,141	137,141			274,283						274,283
親会社株主に帰属す る当期純損失()			631,178		631,178						631,178
自己株式の取得				90	90						90
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)						594,985	3,126	598,111	1,722	735	599,098
当期変動額合計	612,420	611,747	631,178	90	592,900	594,985	3,126	598,111	1,722	735	6,198
当期末残高	2,234,050	2,140,054	2,071,201	52,255	2,250,649	1,060	937	122	15,027	735	2,266,289

	前連結会計年度 (自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	2,623,417	119,981
減価償却費	493,005	523,457
減損損失	103,268	52,707
のれん償却額	57,032	-
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,506,384	6,110
株式交付費	18,059	12,011
事業譲渡損益(は益)	50,000	-
受取利息	2,182	2,110
支払利息	6,341	5,573
持分法による投資損益(は益)	27,008	87,878
関係会社株式売却損益(は益)	53,879	3,599
投資有価証券売却損益(は益)	-	892,648
投資有価証券評価損益(は益)	12,999	37,307
関係会社株式評価損	-	52,703
売上債権の増減額(は増加)	55,243	118,569
営業貸付金の増減額(は増加)	26,404	18,029
長期未収入金の増減額(は増加)	665,876	236,539
仕入債務の増減額(は減少)	54,741	80,067
未払金の増減額(は減少)	325,313	305,669
その他	104,871	82,484
小計	867,232	873,723
- 利息の受取額	1,928	8,896
利息の支払額	6,420	5,375
法人税等の支払額	62,763	135,415
法人税等の還付額	366,720	46,404
 営業活動によるキャッシュ・フロー	567,767	959,213
有形固定資産の取得による支出	196,769	168,864
無形固定資産の取得による支出	456,162	447,032
投資有価証券の売却による収入	-	959,488
投資有価証券の取得による支出	81,400	208,510
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による 支出	2 68,419	-
事業譲渡による収入	50,000	-
敷金の差入による支出	181,922	-
敷金及び保証金の回収による収入	-	81,497
その他	100,005	126,242
投資活動によるキャッシュ・フロー 財務活動によるキャッシュ・フロー	1,034,681	90,335
短期借入金の純増減額(は減少)	-	300,000
長期借入れによる収入	100,000	53,558
長期借入金の返済による支出	420,818	372,411
株式の発行による収入	213,498	938,785
新株予約権の行使による株式の発行による収入	-	274,183
新株予約権の発行による収入	13,554	53
非支配株主からの払込みによる収入	102,412	5,000
その他	191	90
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,456	599,078
現金及び現金同等物に係る換算差額 現金及び現金同等物に係る換算差額	1,181	762
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	1,592,811	270,561
現金及び現金同等物の期首残高	2,172,913	480,340
連結除外に伴う現金及び現金同等物の減少額	99,761	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 480,340	1 209,779
	100,010	1 200,110

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1.連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数 12社

・主要な連結子会社の名称株式会社アイビー

株式会社IGNIS APPS 株式会社スタジオキング ALTR THINK株式会社

株式会社アイシー

株式会社イグニスメディカルケアソリューションズ

グラム株式会社 パルス株式会社 IGNIS AMERICA, INC. 株式会社ラップランド 株式会社ミラクルプロ

株式会社VOYZ ENTERTAINMENT

当連結会計年度に新たに設立した株式会社ミラクルプロ及び株式会社VOYZ ENTERTAINMENTを連結の範囲に含めております。一方、株式会社イグニッションは、当連結会計年度において清算が結了したため、連結の範囲から除外しております。なお、株式会社アイビーは、2019年10月1日付で、株式会社withに商号を変更しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社
 - ・持分法適用関連会社の数 2社
 - ・持分法適用関連会社の名称 株式会社ロビット、株式会社mellow

(2) 持分法を適用していない関連会社

・会社の名称 株式会社WARC

・持分法を適用していない理由 持分法を適用していない関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及

び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いて も連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性 がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3 . 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、グラム株式会社の決算日は5月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4.会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

たな卸資産

貯蔵品

先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を 採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社については定額法を採用しております。ただし、建物は主に定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物3年~15年その他2年~10年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用ソフトウエア5年市場販売目的ソフトウエア2年

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の 債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、5年間の定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金及び随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基 準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以降開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたって基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年9月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、各資産の金額から直接控除していた貸倒引当金の額は、連結貸借対照表の明瞭性を 高めるため、当連結会計年度より貸倒引当金の額を流動資産及び投資その他の資産に対する控除項目として表示 する方法に変更しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替え を行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「営業貸付金」及び「その他」から直接控除していた840,507千円及び3,999千円は、「流動資産」の「貸倒引当金」 844,507千円として組み替えております。また、「投資その他の資産」の「長期未収入金」及び「その他」から直接控除していた665,876千円及び50,000千円は、「投資その他の資産」の「貸倒引当金」 715,876千円として組み替えております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「前受収益」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた281,363千円は、「流動負債」の「前受収益」196,566千円、「その他」84,796千円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「保険事務手数料」は、営業外収益の 総額の100分の10を超えたため、また、「特別損失」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、特 別損失の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変 更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた3,868千円は、「保険事務手数料」1,048千円、「雑収入」2,820千円として組み替えております。また、「特別損失」の「その他」に表示していた12,999千円は、「投資有価証券評価損」12,999千円として組み替えております。

(「『税効果会計に係る会計基準』一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

この結果、前連結会計年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が195,805千円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が87,873千円増加しております。また、「固定負債」の「繰延税金負債」が108,432千円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が108,432千円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前連結会計年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	非理結士会社及び関連会社に	対するものは、次のとあり	じのリエリ	
		前連結会計年度		当連結会計年度
		(2018年9月30日)		(2019年9月30日)
投資有価証券(株式)	147,7	788千円	39,721千円
	担保資産及び担保付債務			
	担保に供している資産は、次	のとおりであります。		
		前連結会計年度		当連結会計年度
		(2018年9月30日)		(2019年9月30日)
保険積立金			- 千円	140,929千円
	計		-	140,929
	担保付債務は、次のとおりで	あります。		
		前連結会計年度		当連結会計年度
		(2018年9月30日)		(2019年9月30日)
短期借入金			- 千円	100,000千円
	計		-	100,000

3 財務制限条項

前連結会計年度(2018年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2019年9月30日)

借入金のうち、2015年12月21日に株式会社みずほ銀行と締結した特別当座貸越約定書(当連結会計年度末借入金残高100,000千円)に基づき、2019年7月10日に締結した覚書には、以下の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、100,000千円の預金担保の設定を行うこととなっております。

・2019年9月期末の連結決算において、営業利益、経常利益または税引後当期純利益のいずれかが赤字となった場合

なお、当連結会計年度末において、上記の財務制限条項に抵触したため、金融機関からの通知に基づき、 2019年11月5日に上記100,000千円を担保に供しております。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月 1 日 至 2019年 9 月30日)
支払手数料	1,471,758千円	1,907,668千円
広告宣伝費	1,287,897	1,476,918
貸倒引当金繰入額	1,509,568	6,110
研究開発費	657,822	322,799
2 一般管理費及び当期製	製造費用に含まれる研究開発費の総額	
	前連結会計年度 (自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
	657,822千円	322,799千円

3 事業譲渡益

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

特別利益に計上した事業譲渡益は、当社の連結子会社であるグラム株式会社(旧株式会社U-NOTE)におけるメディア事業の譲渡によるものであります。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) 該当事項はありません。

4 減損損失

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社名	主な用途	場所	種類	減損損失(千円)
株式会社イグニスメディカ ルケアソリューションズ	事業用資産	東京都渋谷区	ソフトウエア	75,436
パルス株式会社	事業用資産	東京都渋谷区	工具器具備品等	24,482
株式会社IGNIS APPS	事業用資産	東京都渋谷区	工具器具備品等	3,349

当社グループは、事業用資産については継続的に収支を把握している単位ごとにグルーピングを行っております。遊休資産等については個々の資産を資産グループとしています。

株式会社イグニスメディカルケアソリューションズ、パルス株式会社、及び、株式会社IGNIS APPSの事業用 資産については、いずれも営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、減損損失を認識しました。

回収可能価額は使用価値によっておりますが、株式会社イグニスメディカルケアソリューションズ、パルス株式会社、及び、株式会社IGNIS APPSの事業用資産につきましては、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、零として評価しております。

この結果、グループ合計で103,268千円を減損損失として特別損失に計上しました。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

会社名	主な用途	場所	種類	減損損失(千円)
株式会社イグニス	事業用資産	東京都中央区	建物	38,115
株式会社イグニス	事業用資産	東京都中央区	工具器具備品等	14,591

当社グループは、事業用資産については継続的に収支を把握している単位ごとにグルーピングを行っております。遊休資産等については個々の資産を資産グループとしています。

上記事業用資産については、いずれも営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、減損損失を 認識しました。

回収可能価額は使用価値によっておりますが、将来キャッシュ・フローが見込まれないことから、零として 評価しております。

この結果、52,707千円を減損損失として特別損失に計上しました。

5 のれん償却額

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

のれんの償却額は、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」(日本公認会計士協会平成26年11月28日会計制度委員会報告第7号)第32項の規定に基づき、連結子会社株式の減損処理に伴って、のれんを償却したものであります。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) 該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月 1 日 至 2019年 9 月30日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	858,980千円	32,608千円
組替調整額		892,648
税効果調整前	858,980	860,040
税効果額	265,055	265,055
その他有価証券評価差額金	593,924	594,985
為替換算調整勘定:		
当期発生額	87	3,126
その他の包括利益合計	593,836	598,111

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度末
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数
普通株式 (株)	6,706,100	6,970,300	-	13,676,400

(変動事由の概要)

増加数の内容は以下のとおりであります。

株式分割(1株を2株に分割)による増加 6,707,600株 新株予約権の行使による増加 262,700株

2. 自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
普通株式 (株)	21,564	21,670	-	43,234

(変動事由の概要)

増加数の内容は以下のとおりであります。

株式分割(1株を2株に分割)による増加 21,617株 単元未満株式の買取による増加 53株

3.新株予約権等に関する事項

	新株予約権 の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計
区分			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (千円)
	第10回 新株予約権	普通株式	248,000	-	248,000	-	-
	第14回 新株予約権	普通株式	-	1,000,000	125,000	875,000	6,912
提出会社(親会社)	第15回 新株予約権	普通株式	-	350,000	-	350,000	2,369
	第16回 新株予約権	普通株式	-	350,000	-	350,000	1,792
	ストック・ オプション としての 新株予約権	-	-	-	-	-	5,675
連結子会社							
合計 -		女 女 女	248,000	1,700,000	373,000	1,575,000	16,749

- (注)1. 当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
 - 2. 当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
 - 4.配当に関する事項 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1.発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	当連結会計年度	当連結会計年度	当連結会計年度末	
	株式数	増加株式数	減少株式数	株式数	
普通株式 (株)	13,676,400	986,200	-	14,662,600	

(変動事由の概要)

増加数の内容は以下のとおりであります。

第三者割当による新株の発行による増加 673,200株 新株予約権の行使による新株の発行による増加 313,000株

2. 自己株式に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数	
普通株式 (株)	43,234	61	-	43,295	

(変動事由の概要)

増加数の内容は以下のとおりであります。

単元未満株式の買取による増加

61株

3.新株予約権等に関する事項

3. 利休で創作寺に関する事項							
	新株予約権	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計
区分	の内訳		当連結会計	当連結会計	当連結会計	当連結会計	年度末残高
	-21 JH1		年度期首	年度増加	年度減少	年度末	(千円)
	第14回 新株予約権	普通株式	875,000	-	-	875,000	6,912
	第15回 新株予約権	普通株式	350,000	-	-	350,000	2,369
提出会社(親会社)	第16回 新株予約権	普通株式	350,000	-	-	350,000	1,792
	第18回 新株予約権	普通株式	-	212,600	212,600	-	-
	ストック・ オプション としての 新株予約権	-	-	-	-	-	3,953
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	1,575,000	212,600	212,600	1,575,000	15,027

- (注)1. 当連結会計年度増加は、新株予約権の発行によるものであります。
 - 2. 当連結会計年度減少は、新株予約権の行使によるものであります。
 - 4.配当に関する事項 該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

前連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日) 当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

現金及び預金勘定 480,340千円 209,779千円 現金及び現金同等物 480,340 209,779

> 2 当連結会計年度に株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳 前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

株式の一部売却により株式会社mellowが連結子会社でなくなったことに伴う売却時の資産及び負債の内訳並びに株式の売却価額と売却による支出は次のとおりであります。

流動資産	152,223千円
固定資産	2,371
流動負債	14,647
株式売却後の投資勘定	63,838
新株予約権	742
非支配株主持分	62,745
株式売却益	53,879
株式の売却価額	66,500
現金及び現金同等物	134,919
差引:売却による支出	68,419

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日) 該当事項はありません。

3 重要な非資金取引の内容

前連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日) 当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

重要な資産除去債務の計上額

34,113千円

25,260千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2018年 9 月30日)	当連結会計年度 (2019年 9 月30日)
1 年内	282,102	168,031
1 年超	191,424	-
合計	473,527	168,031

(金融商品関係)

- 1.金融商品の状況に関する事項
 - (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にスマートフォンアプリ事業及び新規事業投資を継続するための必要な資金確保を最優先としており、一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である売掛金及び営業貸付金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は主として株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。敷金は本社オフィス等の賃貸借契約に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、すべて1年以内の支払期日であります。借入金は主に当社及び連結子会社の運転資金の調達を目的としたものであり、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権については、与信管理規程に従い、主要取引先の定期的なモニタリングや、取引先ごとに期日及び残高を管理することにより、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理 当社グループは、各部署からの報告等に基づき、コーポレート本部が適時に資金繰計画を作成・更新 し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません((注)2.参照)。 前連結会計年度(2018年9月30日)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金及び預金	480,340	480,340	-
(2) 売掛金	536,198	536,198	-
(3) 営業貸付金	1,312,487	1,312,487	
貸倒引当金(*)	840,507	840,507	
	471,979	471,979	-
(4)投資有価証券	926,288	926,288	-
(5)長期未収入金	665,876	665,876	
貸倒引当金(*)	665,876	665,876	
	-	-	-
(6) 敷金	462,524	462,524	-
資産計	2,877,330	2,877,330	-
(1) 買掛金	126,375	126,375	-
(2)短期借入金	400,000	400,000	-
(3)1年内返済予定の長期借入金	372,411	372,411	-
(4)未払法人税等	103,458	103,458	-
(5) 未払金	541,824	541,824	-
(6)長期借入金	304,161	304,161	-
負債計	1,848,230	1,848,230	-

^(*) 営業貸付金及び長期未収入金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度(2019年9月30日)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	209,779	209,779	-
(2) 売掛金	654,618	654,618	
貸倒引当金(*)	2,710	2,710	
	651,907	651,907	-
(3) 営業貸付金	1,294,457	1,294,457	
貸倒引当金(*)	843,907	843,907	
	450,550	450,550	-
(4)長期未収入金	902,416	902,416	
貸倒引当金(*)	665,876	665,876	
	236,539	236,539	-
(5) 敷金	381,026	381,026	-
資産計	1,929,803	1,929,803	-
(1) 買掛金	46,300	46,300	-
(2)短期借入金	100,000	100,000	-
(3)1年内返済予定の長期借入金	180,717	180,717	-
(4)未払法人税等	371,946	371,946	-
(5) 未払金	249,635	249,635	-
(6)長期借入金	177,002	177,002	-
負債計	1,125,601	1,125,601	-

^(*) 売掛金、営業貸付金及び長期未収入金に対応する個別貸倒引当金を控除しております。

(注)1.金融商品の時価の算定方法

<u>資 産</u>

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)営業貸付金

顧客への貸付金であり、時価については、元利金の合計額を、新規に同様の貸付を行った場合に想定される 利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4)長期未収入金、(5)敷金

これらの時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)1年内返済予定の長期借入金、(4)未払法人税等並びに(5)未払金 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっておりま す。

(6)長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	前連結会計年度 (2018年 9 月30日)	当連結会計年度 (2019年 9 月30日)
非上場株式	39,683	210,287
関係会社株式	147,788	39,721
非上場新株予約権	0	-

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額 前連結会計年度(2018年9月30日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	480,340	-	-	-
売掛金	536,198	-	-	-
営業貸付金	283,529	1,028,957	-	-
敷金	25,906	436,617	-	-
合計	1,325,975	1,465,575	-	-

当連結会計年度(2019年9月30日)

				(1121113)
	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金及び預金	209,779	-	-	-
売掛金	654,618	-	-	-
営業貸付金	108,485	1,185,972	-	-
敷金	248,362	132,664	-	-
長期未収入金(*)	-	236,539	-	-
合計	1,221,245	1,318,636	-	-

^(*)長期未収入金のうち、償還予定額が見込めない665,876千円は含めておりません。

4. 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額 前連結会計年度(2018年9月30日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長期借入金	372,411	180,717	72,430	51,014	-	-
合計	372,411	180,717	72,430	51,014	-	-

当連結会計年度(2019年9月30日)

(単位:千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
長期借入金	180,717	72,430	51,014	•	-	53,558
合計	180,717	72,430	51,014	-	-	53,558

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、各資産の金額から直接控除していた貸倒引当金の額は、連結貸借対照表の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より貸倒引当金の額を流動資産及び投資その他の資産に対する控除項目として表示する方法に変更しております。このため、前連結会計年度の金融商品の時価等に関する事項は、控除項目として表示する方法により作成したものを開示しております。

また、「未払法人税等」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度より注記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度についても記載をしております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2018年9月30日)

(単位:千円)

区分	連結貸借対照表計上額	取得価額	差額
連結貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
株式	926,288	66,840	859,447
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	926,288	66,840	859,447
連結貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	-	-	-
小計	-	-	-
合計	926,288	66,840	859,447

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額39,683千円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額147,788 千円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時 価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当連結会計年度(2019年9月30日)

該当事項はありません。

なお、非上場株式(連結貸借対照表計上額210,287千円)及び関係会社株式(連結貸借対照表計上額39,721千円)については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

(単位:千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	959,488	892,648	-
合計	959,488	892,648	-

3.減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

有価証券について12,999千円(その他有価証券12,999千円)の減損処理を行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の減損処理に当たっては、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、個別に回復可能性を判断し、減損処理の要否を決定しております。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

有価証券について90,010千円(関係会社株式52,703千円及びその他有価証券37,307千円)の減損処理を 行っております。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券の減損処理に当たっては、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、個別に回復可能性を判断し、減損処理の要否を決定しております。

(ストック・オプション等関係)

1.ストック・オプション又は自社株式オプションに係る当初資産計上額及び科目名

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月 1 日 至 2019年 9 月30日)
現金及び預金	12,812	53

2 . 失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
雑収入	257	-
新株予約権戻入益	-	1,686

3.ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	2013年第 2 回 ストック・オプション	2013年第 3 回 ストック・オプション	2014年第 4 回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社の従業員28名	当社の取締役2名	当社の従業員25名
株式の種類別のス トック・オプショ ンの数	普通株式201,600株 (注)1、2	普通株式400,800株 (注)1、2	普通株式39,800株 (注)2
付与日	2013年 6 月18日	2013年 6 月21日	2014年 3 月11日
権利確定条件	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。	権利確定条件は定めておりません。なお、細則については、当社と付与対象者の間で締結する「新株予約権割当契約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2015年6月19日 至 2023年5月18日	自 2015年6月22日 至 2023年5月21日	自 2016年3月12日 至 2024年2月11日

	2016年第12回	2017年第13回
	ストック・オプション	ストック・オプション
付与対象者の区分	当社の取締役2名	加到物力学习夕
及び人数	及び外部協力者 6 名	外部協力者 2 名
株式の種類別のス	# `Z \\ -\; 7 - 000\\	**************************************
トック・オプショ	普通株式75,000株	普通株式30,000株
	(注)2	(注)2
ンの数		
付与日	2016年10月28日	2017年3月2日
	権利確定条件は定めており	権利確定条件は定めており
	ません。なお、細則について	ません。なお、細則について
権利確定条件	は、当社と付与対象者の間で	は、当社と付与対象者の間で
	締結する「新株予約権割当契	締結する「新株予約権割当契
	約書」で定めております。	約書」で定めております。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
+矢毛以二/末世88	自 2016年10月28日	自 2017年3月3日
権利行使期間 	至 2021年10月27日	至 2022年3月2日

- (注) 1.2014年3月10日付で普通株式1株につき600株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
 - 2.2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	-	0040左答 2 回	ᅃᄱᄯᄶᄀᄆ	0044左答 4 回
		2013年第2回	2013年第3回	2014年第4回
		ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前	(株)			
前連結会計年度末		ı	-	4,600
付与		ı	-	-
失効、消却		ı	-	-
権利確定		ı	-	4,600
未確定残		ı	-	-
権利確定後	(株)			
前連結会計年度末		16,800	135,600	7,200
権利確定		ı	-	4,600
権利行使		4,800	90,000	3,200
失効、消却		ı	-	-
未行使残		12,000	45,600	8,600

		2016年12回 ストック・オプション	2017年13回 ストック・オプション
権利確定前 (株	ŧ)		
前連結会計年度末		34,600	-
付与		1	-
失効、消却		ı	-
権利確定		34,600	-
未確定残		1	-
権利確定後 (材	ŧ)		
前連結会計年度末		35,400	30,000
権利確定		34,600	-
権利行使		-	-
失効、消却		-	-
未行使残		70,000	30,000

(注)2017年12月1日付株式分割(1株につき2株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

		2013年第2回	2013年第3回	2014年第4回
		ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利行使価格	(円)	123	123	775
行使時平均株価	(円)	1,099	1,069	1,070
付与日における公正 な評価単価	E (円)	-	-	-

		2016年第12回 ストックオプション	2017年第13回 ストックオプション
権利行使価格	(円)	1,233	2,325
行使時平均株価	(円)	1	-
付与日における公正 な評価単価	(円)	1.5	50

4.ストック・オプションの権利確定数の見積方法 将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

- 5.ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
 - (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 62,115千円
 - (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

91,079千円

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。)の適用日より前に従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項(3)に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

1.権利確定条件付き有償新株予約権の概要

(1) 権利確定条件付き有償新株予約権の内容

	2015年第 6 回 ストック・オプション	2015年第 7 回 ストック・オプション	2016年第11回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社従業員及び 完全子会社従業員40名	当社の取締役 1 名 当社従業員及び 完全子会社従業員 5 名	当社従業員及び 完全子会社従業員12名
株式の種類別のス トック・オプショ ンの数	普通株式146,200株 (注)1	普通株式38,000株 (注)1	普通株式59,000株 (注)1
付与日	2015年12月14日	2015年12月14日	2016年10月28日
権利確定条件	(注)2	(注)3	(注)4
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年1月1日 至 2020年12月13日	自 2017年1月1日 至 2020年12月13日	自 2019年1月1日 至 2021年10月27日

	2018年第17回
	ストック・オプション
付与対象者の区分	 受託者 曾我隆二 (注) 5
及び人数	
株式の種類別のス	
トック・オプショ	普通株式751,100株
ンの数	
付与日	2018年 3 月22日
権利確定条件	(注)6
	()
対象勤務期間	期間の定めはありません。
接到怎体如 即	自 2020年12月31日
権利行使期間 	至 2028年3月21日

- (注) 1.2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で分割を行っているため、当該株式分割による調整後の株式数を記載しております。
 - 2.本新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、当社が金融商品取引法に基づき提出される2016年9月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書において、営業利益の額が、6億円を超えた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役会にて定めるものとする。
 - 3.本新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、当社が金融商品取引法に基づき提出される2016年9月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書において、営業利益の額が、1億円を超えた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役会にて定めるものとする。
 - 4. 本新株予約権の新株予約権者(以下、「本新株予約権者」という。)は、当社が金融商品取引法に基づき提出される2018年9月期に係る有価証券報告書に記載された同期の連結損益計算書において、営業利益の額が、21億円を超えた場合に限り、本新株予約権を行使することができる。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標および新株予約権の行使の条件として達成すべき数値を取締役会にて定めるものとする。
 - 5 . 本新株予約権は、曾我隆二を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社役職員等のうち 受益者として指定された者に交付されます。
 - 6. 権利確定条件は次のとおりであります。

本第17回新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本第17回新株予約権を行使することができず、受託者より本第17回新株予約権の付与を受けた者(以下、「受益者」という。)のみが本第17回新株予約権を行使できることとする。

受益者は、2019年9月期または2020年9月期の有価証券報告書に記載される連結損益計算書において、営業利益が次の各号に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権のうち当該各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を限度として、行使することができる。

(a) 営業利益21億円を超過した場合 行使可能割合:50%

(b) 営業利益40億円を超過した場合 行使可能割合:75%

(c) 営業利益60億円を超過した場合 行使可能割合:100%

なお、営業利益の判定において、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本第17回新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

受益者は、本第17回新株予約権を行使するときまで継続して、当社または当社の関係会社の取締役または 従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、その他当社取締役会が正当な理由が あるものと認めた場合にはこの限りではない。

受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本第17回新株予約権を行使することができない。 本第17回新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過 することとなるときは、当該本第17回新株予約権の行使を行うことができない。

各本第17回新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2)権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年9月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2015年第 6 回	2015年第 7 回	2016年11回
	ストック・オプション	ストック・オプション	ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	47,400	18,800	54,400
付与	-	-	-
失効、消却	8,200	ı	54,400
権利確定	22,200	9,800	-
未確定残	17,000	9,000	-
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	46,600	16,600	-
権利確定	22,200	9,800	-
権利行使	2,400	1	
失効、消却	10,600	•	-
未行使残	55,800	26,400	-

		2018年17回 ストック・オプション
権利確定前	(株)	
前連結会計年度末		751,100
付与		-
失効、消却		-
権利確定		1
未確定残		751,100
権利確定後	(株)	
前連結会計年度末		-
権利確定		-
権利行使		
失効、消却		-
未行使残		-

単価情報

		2015年第 6 回 ストック・オプション	2015年第 7 回 ストック・オプション	2016年第11回 ストックオプション
権利行使価格	(円)	1,170	1,170	1,233
行使時平均株価	(円)	1,072	-	-
付与日における公正 な評価単価	(円)	15	2	30

		2018年第17回 ストックオプション
権利行使価格	(円)	3,050
行使時平均株価	(円)	-
付与日における公正 な評価単価	(円)	100

2.採用している会計処理の概要

新株予約権を発行した時は、その発行に伴う払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上しております。

新株予約権が行使され、新株を発行するときは、当該新株予約権の発行に伴う払込金額と新株予約権の行使に伴う払込金額を、資本金及び資本準備金に振り替えます。なお、新株予約権が失効したときは、当該失効に対応する額を失効が確定した事業年度の利益として処理しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年 9 月30日)	当連結会計年度 (2019年9月30日)
操延税金資産		
税務上の売上認識額	148,651千円	313,376千円
ソフトウエア	191,496	159,394
未払事業税	11,337	38,206
前受収益否認	5,026	-
未払家賃	2,425	7,711
資産除去債務	54,484	62,220
繰越欠損金	691,866	884,596
投資有価証券評価損	10,106	21,531
関係会社株式評価損	-	16,285
減損損失	34,565	26,839
貸倒引当金	539,349	568,661
その他	3,485	7,268
繰延税金資産小計	1,692,796	2,106,092
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	837,649
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	1,101,292
評価性引当額小計	1,364,060	1,938,942
繰延税金資産合計	328,735	167,150
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	265,055	-
資産除去債務に関する除去費用	16,495	12,880
前払費用否認	1,418	-
未収事業税	7,303	49
繰延税金負債合計	290,273	12,929
繰延税金資産の純額 	38,462	154,220

- (注) 1.評価性引当額が574,881千円増加しております。この増加の主な内容は、連結子会社であるパルス株式会社において、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が330,829千円増加したことによるもの、及び、当社及び連結子会社において、税務上の売上認識額に係る評価性引当額が164,725千円増加したことによるものであります。
 - 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 当連結会計年度(2019年9月30日)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越 欠損金(*)	-	ı	ı	ı	689	883,907	884,596
評価性引当額	-	-	ı	ı	226	837,422	837,649
繰延税金資産	-	-	-	-	462	46,484	46,946

^(*) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社等の建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

口 当該資産除去債務の金額の算定方法 使用見込期間を定期借家契約期間(2年~5年)とし、割引率はリスクフリーレートを使用して資産除 去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
期首残高	143,796千円	177,910千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	40,700	42,860
原状回復義務の免除による減少額	6,586	17,600
期末残高	177,910	203,170

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	3,010,641	スマートフォンアプリ事業
Google Inc.	816,555	スマートフォンアプリ事業
テレコムクレジット株式会社	533,716	スマートフォンアプリ事業

(注)上記は決済代行業者であり、ユーザーからの代金回収を代行しております。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

1.製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Apple Inc.	3,595,344	スマートフォンアプリ事業
Google Inc.	719,397	スマートフォンアプリ事業
テレコムクレジット株式会社	846,271	スマートフォンアプリ事業

(注)上記は決済代行業者であり、ユーザーからの代金回収を代行しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当社グループは、スマートフォンアプリ事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

		<u> </u>	<u>, </u>	1 .0/ 3 .		0 1 2 / 3 0 0 1	: /			
種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
関連会社	株式会社 WARC	東京都目黒区	119,500	コンサル ティング サービス	(所有) 直接 6.8	役員の兼任	増資の引受 (注)1	62,800	-	-
関連会社	株式会社	東京都	1,000	製造業	(所有)	資金の援助	資金の貸付	50,000	営業貸付金	60,000
利廷女社	ロビット	板橋区	1,000	农坦耒	直接 39.0	貝並い抜助	(注)2	50,000	短期貸付金	66,915

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1 . 増資の引受については、同社が行った第三者割当増資を当社が引き受けたものであります。 2 . 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高(千円)
関連会社	株式会社 WARC	東京都目黒区	119,500	コンサル ティング サービス	(所有) 直接 6.8	役員の兼任	資金の借入 (注)	90,000	-	-
関連会社	株式会社	東京都	1,000	製造業	(所有)	資金の援助	資金の貸付	50,000	営業貸付金	60,000
利廷云社	ロビット	板橋区	,	农坦耒	直接 39.0	貝並い抜助	(注)	50,000	短期貸付金	80,807

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)資金の貸付及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主 (個人の場合に限る。)等 前連結会計年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所 有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)		
							資金の借入 (注)1	300,000	-	-		
役員	 鈴木 貴明	-	-	当社代表 取締役CTO	 被所有 直接 27.1	-	資金の返済 (注)1	300,000	1	-		
									レベニュー シェア (注)2	19,151	買掛金	10,261
役員	佐藤 裕介	ı	•	当社取締役	被所有 直接 1.2	•	株式の発行	69,985	•	-		
役員が議決権の							資金の借入 (注)1	500,000	•	-		
過半数を 所有して	株式会社QK	東京都 渋谷区	10,000	資産の 管理・運用	被所有 直接 2.4	役員の兼任	資金の返済 (注)1	500,000	•	-		
いる会社 							株式の発行	499,917	-	-		
役員が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社SK	東京都 渋谷区	10,000	資産の 管理・運用	被所有 直接 1.8	役員の兼任	株式の発行	379,982	-	-		
役員が 議決権の 過半数を 所有して いる会社	株式会社SY	東京都 渋谷区	10,000	資産の 管理・運用	被所有 直接 1.4	役員の兼任	株式の発行	257,299	-	-		

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1.資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
 - 2. 当社代表取締役CTO鈴木貴明の個人負担によるゲームの広告宣伝の効果により獲得した売上の 一部を、鈴木貴明が実際に支出した広告宣伝費の総額を上限として支払っております。
- 2.親会社又は重要な関連会社に関する注記 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日)	当連結会計年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
1 株当たり純資産額	165.46円	153.94円
1株当たり当期純損失()	197.25円	44.05円

- (注) 1. 当社は2017年11月13日開催の取締役会の決議に基づき、2017年12月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割をおこなっております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額、1株当たり当期純損失を算定しております。
 - 2.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 - 3.1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

2,651,080	
-	-
2,651,080	- 631,178
2,651,080	631,178
I	*
13,440,240 14,	328,613
約権の数150個新株予約権の 普通株式式30,000株 新株予約権 約権の数(2) 第13回新株予約 新株予約権の 新株予約権の数 3,500個 式 新株予約権 350,000株 新株予約権 約権の数 7,511個 式 751,100株(3) 第14回新株予約 新株予約権の 第通株子的 新株予約権の 第通株式 (5) 第16回新株予約 新株予約権の 第3株PD 第3株PD 第	数 350個 70,000株 約権 数 150個 30,000株 約権 数 8,750個 875,000株 約権 数 3,500個 350,000株 約権 数 3,500個 350,000株 約権
	13,440,240 14, 別新株予約権 約権の数 150個 試式 30,000株 別新株予約権 別新株予約権 約権の数 3,500個 試式 350,000株 別新株予約権 約権の数 3,500個 活式 350,000株 別新株予約権 約権の数 3,500個 活式 350,000株 別新株予約権 別第14回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第15回新株予 新株予約権の 第16回新株予 新株予約権の 第16回新株予 新株予約権の 第16回新株予

(重要な後発事象)

(資金の借入)

当社は、2019年11月26日開催の取締役会において、以下のとおり取締役からの資金の借入について決議するとともに、同日付で金銭消費貸借契約を締結し、2019年11月28日及び2019年12月5日に実行いたしました。

(1) 資金の借入の理由

当社は、今後の事業拡大に向けた事業資金が必要であることから、資金調達手段を検討してまいりました。そのような中で、2019年11月22日公表の「株式の立会外分売終了及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」のとおり当社株式の希薄化を生じさせずに当社事業展開の更なる促進と財務体質の改善を目的として、当社の代表取締役社長である銭銀氏が本立会外分売による売却資金を当社に対して貸付を行いたい旨、また、当社の代表取締役CTOである鈴木貴明氏からも自己資金により当社に対し貸付を行いたい旨の申し出があったため、両氏からの申し出を受け入れ、当該借入を決定いたしました。

(2) 資金の借入の概要

	銭 錕	鈴木 貴明		
契約締結日	2019年1	1月26日		
借入金額	350,000千円	150,000千円		
借入利率(年利)	1.0%			
借入実行日	2019年11月28日	2019年12月 5 日		
元本返済期日	2021年11月30日	2021年 5 月31日		
元本返済方法	期限一括返済 (期限前弁済可)	初回を2020年3月末日とし、以降 毎月末日に10,000千円を返済 (期限前弁済可)		
担保提供資産等	無担保、無保証			
借入先との関係	当社代表取締役社長であります。	当社代表取締役CTOであります。		

(スマートフォンアプリ及びブラウザゲームの一部譲渡)

当社は2019年11月13日開催の取締役会において、当社連結子会社である株式会社スタジオキング(以下、「スタジオキング」)が提供・運営しておりますスマートフォン向けゲームアプリ『ぼくとドラゴン』及びブラウザゲーム『猫とドラゴン』を譲渡することにつき決議いたしました。また、同日付で譲渡予定先である株式会社ドリコム(以下、「ドリコム社」)との間で『ぼくとドラゴン』及び『猫とドラゴン』の譲渡に関する基本合意書を締結いたしました。

(1)譲渡の理由

当社グループでは、環境の変化に柔軟に対応するためにスマートフォンゲームアプリ及びブラウザゲームの企画・開発を行いバランスの良い運営を行ってまいりました。主力タイトルである『ぼくとドラゴン』は提供開始から5年目に突入し、各種施策を講じることで既存ユーザーの満足度向上と収益の安定化に努めてまいりました。また2018年12月にはスマートフォンゲームアプリの『でみめん』、2019年4月には当社グループ初のブラウザゲームとして『猫とドラゴン』の提供を開始するなど、新たな領域にも挑戦し、〈ゲーム〉ジャンルの収益力向上に努めてまいりました。

そのようななか、昨今スマートフォン向けゲームマーケットの競争は一層激化しており、プロモーションを中心とした的確なコストコントロールやゲーム内における各種イベント等の施策を講じたものの、売上高への寄与は限定的となり、第3四半期決算においてはゲーム事業の売上高は当初予想を大きく下回ることとなりました。これを踏まえ、抜本的な構造改革が不可欠と判断し、より各ゲームタイトルの品質を向上するための施策を検討した結果、スマートフォンゲームアプリ及びブラウザゲームの開発・運営の実績が豊富であり、強力な開発・運営体制を有しているドリコム社に譲渡することが、より良いゲーム開発・運営を実現できると判断いたしました。その結果、連結子会社のスタジオキングが提供・運営するスマートフォン向けゲームアプリ『ぼくとドラゴン』及びブラウザゲーム『猫とドラゴン』の2つのタイトルを譲渡することについてドリコム社と基本合意を締結し譲渡の検討を進めることといたしました。

また、当社グループとしては、プロジェクトの選択と集中の観点から、高成長中のオンライン恋愛・婚活マッチングサービス『with』と今後の拡大が見込める < VR・エンタメ > ジャンルに経営資源を集中いたします。

(2)譲渡先の概要

名称	株式会社ドリコム					
所在地	東京都目黒区下目黒1丁目8-1 アルコ	コタワー17F				
代表者	代表取締役社長 内藤 裕紀					
事業内容	ゲーム事業、広告・メディア事業					
資本金	1,735,288千円 (2019年9月末時点)	1,735,288千円 (2019年9月末時点)				
株主構成	内藤裕紀(34.46%)、 株式会社バンダイナムコホールディングス(19.19%)					
設立年月日	2001年11月13日					
	資本関係	該当事項はありません				
 上場会社と当該会社	人的関係	該当事項はありません				
との間の関係	取引関係	該当事項はありません				
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません				
URL	https://www.drecom.co.jp/					

(3)譲渡の内容

以下のゲームタイトルを譲渡いたします。

『ぼくとドラゴン』『猫とドラゴン』

なお、上記2タイトル合計の2019年9月期の売上高は、2,133,811千円となります。

(4) 譲渡価額

520,000千円(予定)

現在、譲渡予定先と協議中であり、上記譲渡価額は変更になる可能性があります。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	400,000	100,000	0.29	-
1年内に返済予定の長期借入金	372,411	180,717	0.46	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	304,161	177,002	1.08	2020年~2022年
合計	1,076,572	457,719	-	-

- (注)1.平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
 - 2.長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
長期借入金	72,430	51,014	-	-

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高 (千円)	1,343,418	2,715,771	4,062,729	5,571,028
税金等調整前四半期純利益 又は税金等調整前四半期 (当期)純損失() (千円)	360,074	234,432	86,591	119,981
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純損失() (千円)	416,078	454,344	358,349	631,178
1株当たり四半期(当期) 純損失()(円)	30.42	32.44	25.22	44.05

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期		
1株当たり四半期純利益又は 1株あたり四半期純損失 ()(円)	30.42	2.67	6.57	18.67		

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】 【貸借対照表】

	前事業年度 (2018年 9 月30日)	当事業年度 (2019年 9 月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	359,892	65,883
売掛金	2 273,901	2 300,718
前払費用	52,909	40,505
短期貸付金	2 374,188	2 744,989
未収入金	2 279,624	2 395,820
立替金	2 206,573	2 302,762
その他	6,886	13,441
貸倒引当金	385,014	810,597
流動資産合計	1,168,961	1,053,523
固定資産		
有形固定資産		
建物	208,961	212,056
工具、器具及び備品	61,748	41,522
有形固定資産合計	270,709	253,578
無形固定資産		
ソフトウエア	8,301	1,596
無形固定資産合計	8,301	1,596
投資その他の資産		
投資有価証券	965,971	210,287
関係会社株式	770,578	537,908
関係会社長期貸付金	2,691,000	3,676,000
繰延税金資産	-	24,502
敷金	436,629	380,322
長期未収入金	714,977	1,015,070
その他	227,600	1 225,849
貸倒引当金	2,159,015	3,581,900
投資その他の資産合計	3,647,742	2,488,040
固定資産合計	3,926,753	2,743,215
資産合計	5,095,715	3,796,738

	前事業年度 (2018年 9 月30日)	当事業年度 (2019年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	2 1,361	2 231
短期借入金	2 400,000	1, 3 100,000
1年内返済予定の長期借入金	368,307	176,613
未払金	2 516,769	2 197,819
未払法人税等	76,687	299,356
預り金	2 118,349	2 443,525
その他	2,576	3,798
流動負債合計	1,484,051	1,221,343
固定負債		
長期借入金	2 1,560,367	2 1,770,220
繰延税金負債	247,540	-
資産除去債務	177,910	203,170
固定負債合計	1,985,817	1,973,390
負債合計	3,469,868	3,194,734
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,621,629	2,234,050
資本剰余金		
資本準備金	1,620,494	2,232,241
資本剰余金合計	1,620,494	2,232,241
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,174,786	3,826,000
利益剰余金合計	2,174,786	3,826,000
自己株式	52,164	52,255
株主資本合計	1,015,172	588,037
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	593,924	1,060
評価・換算差額等合計	593,924	1,060
新株予約権	16,749	15,027
純資産合計	1,625,846	602,004
負債純資産合計	5,095,715	3,796,738

	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
売上高	1 1,035,144	1 1,167,509
売上原価	1 60,964	1 169,606
売上総利益	974,180	997,903
販売費及び一般管理費	1, 2 1,833,604	1, 2 1,121,252
営業損失()	859,424	123,348
営業外収益		
受取利息	1 8,822	1 7,549
還付加算金	3,092	-
為替差益	-	2,313
保険返戻金	-	2,278
保険事務手数料	1,048	1,597
維収入	1,302	851
営業外収益合計	14,266	14,590
営業外費用		
支払利息	1 7,016	1 6,096
為替差損	1,828	-
株式交付費	6,844	12,011
支払手数料	-	28,577
雑損失	5	-
営業外費用合計	15,695	46,685
経常損失()	860,853	155,444
特別利益		
投資有価証券売却益	-	892,648
関係会社株式売却益	16,928	-
その他		1,697
特別利益合計	16,928	894,345
特別損失		
投資有価証券評価損	12,999	37,307
関係会社株式売却損	-	3,599
関係会社株式評価損	240,619	229,077
関係会社貸倒引当金繰入額	1,480,168	-
貸倒引当金繰入額	-	1,833,198
減損損失	4 700 700	52,707
特別損失合計	1,733,788	2,155,889
税引前当期純損失()	2,577,713	1,416,988
法人税、住民税及び事業税	52,189	241,213
法人税等調整額	21,135	6,987
法人税等合計	73,324	234,225
当期純損失 ()	2,651,037	1,651,213

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2017年10月1 至 2018年9月30		当事業年度 (自 2018年10月1 至 2019年9月30	
区分	注記 番号	金額(千円) 構成比 (%)		金額 (千円)	構成比 (%)
労務費		13,479	22.1	27,065	16.0
経費	(注)	47,484	77.9	142,540	84.0
売上原価		60,964	100.0	169,606	100.0

原価計算の方法

当社の原価計算の方法は、実際個別原価計算であります。

(注)経費の主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)		
地代家賃	25,087	43,007		
減価償却費	15,246	91,477		
設備費	6,207	7,422		

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本							評価・換算差額等			
		資本乗	削余金	利益乗	引余金			7 0 /li ≠	÷π/π	新株	(大次 女 人 *)
	資本金	資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金合計	自己株式	株主資本合計	その他有 価証券評 価差額金	評価・ 換算差額 等合計	予約権	純資産合計
当期首残高	1,505,334	1,504,199	1,504,199	476,251	476,251	51,933	3,433,851	-	-	5,262	3,439,114
当期変動額											
新株の発行 (新株予約 権の行使)	116,294	116,294	116,294				232,589				232,589
当期純損失				2,651,037	2,651,037		2,651,037				2,651,037
自己株式の 取得						231	231				231
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)								593,924	593,924	11,487	605,411
当期変動額 合計	116,294	116,294	116,294	2,651,037	2,651,037	231	2,418,679	593,924	593,924	11,487	1,813,267
当期末残高	1,621,629	1,620,494	1,620,494	2,174,786	2,174,786	52,164	1,015,172	593,924	593,924	16,749	1,625,846

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

										(十四・ココノ						
	株主資本						株主資本評価・換算差額等										
		資本剰余金		利益乗	余金									3 0 W. ±	÷7./T	新株	(+'/2' - ^ - 1
	資本金	次士准供会	資本剰余金	その他利益 剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価	評価・ 換算差額	予約権	純資産合計						
		資本準備金	合計	繰越利益 剰余金	合計			価差額金	等合計								
当期首残高	1,621,629	1,620,494	1,620,494	2,174,786	2,174,786	52,164	1,015,172	593,924	593,924	16,749	1,625,846						
当期変動額																	
新株の発行	475,279	474,606	474,606				949,885				949,885						
新株の発行 (新株予約 権の行使)	137,141	137,141	137,141				274,283				274,283						
当期純損失 ()				1,651,213	1,651,213		1,651,213				1,651,213						
自己株式の 取得						90	90				90						
株主資本以 外の項目の 当期変動額 (純額)								594,985	594,985	1,722	596,707						
当期変動額 合計	612,420	611,747	611,747	1,651,213	1,651,213	90	427,135	594,985	594,985	1,722	1,023,842						
当期末残高	2,234,050	2,232,241	2,232,241	3,826,000	3,826,000	52,255	588,037	1,060	1,060	15,027	602,004						

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

- 2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、建物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年~15年

工具、器具及び備品 3年~10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

- 4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
 - (1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

(貸借対照表)

前事業年度において、「流動資産」の「その他」に含めて表示しておりました「立替金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた213,459千円は、「流動資産」の「立替金」206,573千円、「その他」6,886千円として組み替えております。

(「『税効果会計に係る会計基準』一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」8,451千円は、「固定負債」の「繰延税金負債」255,991千円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」247,540千円として表示しており、変更前と比べて総資産が8,451千円減少しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(1)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取扱いに従って記載しておりません。

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「保険事務手数料」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、また、「特別損失」の「その他」に含めていた「投資有価証券評価損」は、特別損失の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた2,351千円は、「保険事務手数料」1,048千円、「雑収入」1,302千円として組み替えております。また、「特別損失」の「その他」に表示していた12,999千円は、「投資有価証券評価損」12,999千円として組み替えております。

(追加情報)

(従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い等の適用)

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」(実務対応報告第36号 平成30年1月12日)に関する注記については、連結財務諸表 注記事項(ストック・オプション等関係)に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	3_	TO ALEIGN MAN COST COST OF THE PROPERTY OF THE		
		前事業年度		当事業年度
		(2018年9月30日)		(2019年9月30日)
保険積立金			- 千円	140,929千円
	計		-	140,929
	担保付債務は、	次のとおりであります。		
		前事業年度		当事業年度
		(2018年9月30日)		(2019年9月30日)
短期借入金			- 千円	100,000千円
	計		-	100,000

2 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(独立掲記したものを除く)

	前事業年度 (2018年 9 月30日)	当事業年度 (2019年9月30日)
	907,031千円	1,452,261千円
短期金銭債務	161,418	508,090
長期金銭債務	1,265,428	1,642,057

3 財務制限条項

前事業年度(2018年9月30日)

該当事項はありません。

当事業年度(2019年9月30日)

借入金のうち、2015年12月21日に株式会社みずほ銀行と締結した特別当座貸越約定書(当事業年度末借入金残高100,000千円)に基づき、2019年7月10日に締結した覚書には、以下の財務制限条項が付されており、下記条項に抵触した場合には、100,000千円の預金担保の設定を行うこととなっております。

・2019年9月期末の連結決算において、営業利益、経常利益または税引後当期純利益のいずれかが赤字となった場合

なお、当事業年度末において、上記の財務制限条項に抵触したため、金融機関からの通知に基づき、 2019年11月5日に上記100,000千円を担保に供しております。

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	(自 至	前事業年度 2017年10月 1 日 2018年 9 月30日)	(自 至	当事業年度 2018年10月 1 日 2019年 9 月30日)
営業取引による取引高				
売上高		1,000,900千円		1,154,432千円
営業費用		7,018		15,025
営業取引以外の取引高		10,079		9,060

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54%、当事業年度16%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度46%、当事業年度84%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年10月 1 日 至 2018年 9 月30日)	当事業年度 (自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)
—————————————————————————————————————	146,179千円	122,312千円
減価償却費	86,455	101,846
地代家賃	305,936	404,898
支払報酬	103,576	125,727
貸倒引当金繰入額	910,533	100,153

(有価証券関係)

1.子会社及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式275,183千円、関連会社株式262,725千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式454,760千円、関連会社株式315,818千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. 減損処理を行った有価証券

前事業年度(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)

当事業年度において、240,619千円(子会社株式240,619千円)減損処理を行っております。

当事業年度(自 2018年10月1日 至 2019年9月30日)

当事業年度において、229,077千円 (子会社株式175,976千円)減損処理を行っております。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年 9 月30日)	当事業年度 (2019年 9 月30日)
繰延税金資産	(2010年 7 月 30日)	(2019年 7月30日)
税務上の売上認識額	26,361千円	51,456千円
未払事業税	5,120	17,447
未払家賃	2,425	7,711
資産除去債務	54,484	62,220
投資有価証券評価損	10,106	21,531
関係会社株式評価損	104,314	143,844
貸倒引当金	779,318	1,345,202
その他	1,330	14,220
繰延税金資産小計	983,462	1,663,635
評価性引当額	946,713	1,624,392
繰延税金資産合計	36,748	39,243
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	265,055	-
資産除去債務に関する除去費用	16,495	12,880
譲渡損益調整	2,737	1,860
繰延税金負債合計	284,288	14,740
繰延税金資産の純額	247,540	24,502

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度及び当事業年度において税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:千円)

							1 12 + 1 13 /
区分	資産の種類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
	建物	208,961	196,927	38,115 (38,115)	155,717	212,056	433,566
有形 固定資産	工具、器具 及び備品	61,748	25,266	14,591 (14,591)	30,900	41,522	118,768
	計	270,709	222,194	52,707 (52,707)	186,618	253,578	552,353
無形	ソフトウエア	8,301	-	-	6,705	1,596	-
固定資産	計	8,301	-	-	6,705	1,596	-

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物 事業所内装工事 154,067千円

資産除去債務 42,860千円

2.「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

【引当金明細表】

(単位:千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	2,544,029	1,933,351	84,883	4,392,498

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年10月1日から翌年9月30日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年 9 月30日
剰余金の配当の基準日	毎年 9 月30日、毎年 3 月31日
1 単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない 場合には、日本経済新聞に掲載する方法により行います。 公告掲載URL https://1923.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注)当社の株主は、その所有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨定款 に定めております。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第9期)(自 2017年10月1日 至 2018年9月30日)2018年12月17日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年12月17日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第10期第1四半期)(自 2018年10月1日 至 2018年12月31日)2019年2月13日関東財務局長に提出 (第10期第2四半期)(自 2019年1月1日 至 2019年3月31日)2019年5月15日関東財務局長に提出 (第10期第3四半期)(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日)2019年8月9日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年12月17日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)に基づく臨時報告書であります。

2019年5月15日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生)に基づく臨時報告書であります。

2019年5月29日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生)に基づく臨時報告書であります。

2019年11月13日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号(当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生)に基づく臨時報告書であります。

EDINET提出書類 株式会社イグニス(E30698) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年12月13日

株式会社イグニス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫

<財務諸表監查>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イグニスの2018年10月1日から2019年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イグニス及び連結子会社の2019年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年11月26日開催の取締役会において、取締役からの資金の借入を決議し実行した。

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年11月13日開催の取締役会においてスマートフォンアプリ及び プラウザゲームの譲渡を決議し、同日付で当該譲渡に関する基本合意書を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社イグニスの2019年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社イグニスが2019年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

2019年12月13日

株式会社イグニス 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 比留間 郁夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イグニスの2018年10月1日から2019年9月30日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イグニスの2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2019年11月26日開催の取締役会において、取締役からの資金の借入を決議し実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出 会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。